

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	国民健康保険運営協議会事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	時田 光晴	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	国民健康保険運営協議会費（48-32-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営をめざす。				
対象者等	<p>本会の委員の定数は、国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条により、「次の委員をもって構成する。」と規定されている。委員の任期は2年（同法施行令第4条）。会長は公益代表委員のうちから全員で選挙（同法施行令第5条）。</p> <p>被保険者代表委員 6人                  保険医等代表委員 6人                  公益代表委員 6人                  被用者保険等保険者代表委員 3人 計21人</p>				
内容	<p>本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。</p> <p>(1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。                  (2) 保健事業に関すること。                  (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置                  2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入</p>				
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。				
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>1 会長が各代表委員を招集                  2 会議は、委員定数の1/2以上が出席し、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ開催できない。                  3 議事は、出席者の過半数で決する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	291	233	291	291	291	291	291	
決算額(20年度は見込み)	249	111	132	139	242	132	291	
人件費				2,155	2,135	2,135		
[事務分担量(%)]				25%	25%	15%		
合計(+)	249	111	132	2,294	2,377	2,267	291	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	249	111	132	2,294	2,377	2,267	291	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	開催回数	2回	1回	1回	1回	2回	1回	
	出席委員数	36人	16人	19人	19人	35人	19人	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	委員報酬	241	委員報酬	131	委員報酬	290
	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	諮問事項承認率	100%	100	100	—	100%	諮問事項承認数 / 諮問事項数
	委員出席率	95%	88%	95%	—	100%	出席委員数 / 委員定数

(問題点・課題分析)	<p>・本運営協議会の運営に当たっては、各界・各層からの幅広い声を聴き、本会の設置趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営に努める必要がある。</p> <p>・平成20年度実施された医療制度改革等、区民の医療、健康に係る重要な事項が多く、本会の意見を積極的に聴く必要がある。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現委員の任期(平成19年12月1日～平成21年11月30日)満了後、被保険者代表委員の選出方法について検討する。	各界・各層からの幅広い声を聴くことができる。
医療制度改革により実現される「医療費適正化の総合的な推進」など国民健康保険事業に係る諸問題についても諮問する。	本会に対する諮問は、区の取組方針の決定の参考に資することができる。また、その結果を区民・議会に対する説明の一つとすることもできる。
諮問事項に対する理解を得るため、説明責任を十分に果たす必要がある。	法定されている運営協議会であるが、その効率的かつ効果的の開催に向け、開催方法、諮問内容等を幅広い視点から見直していくべきである。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ニーズの高い重要事業であり、複雑化する医療制度について、これまで以上に各界・各層からの幅広い意見を聴くことができるよう、効率的、効果的な開催方法等を検討する必要がある。

(議会質問状況)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	趣旨普及費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	本木 理恵子	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	趣旨普及費 (48-36-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に、また、国民健康保険財政の現状等を区民全般に周知することにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。				
対象者等	区民全般				
内容	1 国保だよりの発行(平成20年度予定) (1) 配布予定枚数 127,000部(54,000部+73,000部) (2) 配布予定時期 6月(54,000部)、21年3月(73,000部) (3) 配布方法 6月配布～納入通知書に同封および各区区民事務所窓口等で配布する。 21年3月配布～荒川区内に配達される朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済の6紙の朝刊に折り込む。 2 あらかわ区報による周知(随時) 3 リーフレット等の配布 (1) 国保制度PR用リーフレット (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示 5 CATVの放送(平成14年9月に実施、今後必要に応じて実施予定)				
経過	1 昭和34年国民健康保険発足とともに実施、国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを周知。 2 その後、さまざまな方法により、国民健康保険の趣旨を普及。 3 平成9年度より、国保だよりの発行回数の減(年4回 年3回)。 4 平成16年度より、国民健康保険料賦課1回化に伴い、国保だよりの発行回数の減(年3回 年2回)。				
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	1,900	849	4,723	654	1,402	834	930	
決算額(20年度は見込み)	1,820	810	3,832	180	640	334	930	
人件費				3,879	7,259	4,697		
【事務分担当(%)】				45%	85%	55%		
合計(+)	1,820	810	3,832	4,059	7,899	5,031	930	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	1,820	810	3,832	4,059	7,899	5,031	930	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	国保だより							
	発行部数	177,000部	178,000人	53000部	53,000部	127,000部	54,000部	
	発行回数	3回	3回	1回	1回	2回	1回	
		(臨時分1回含む)						

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	印刷製本(国保だより)			印刷製本(国保だより)		印刷製本(国保だより)	
	消耗品購入(P R用小冊子)	403		消耗品購入(P R用小冊子)	334	消耗品購入(P R用小冊子)	670
	役務費		18	郵送料(国保だより)	0	郵送料(国保だより)	33
	委託料		219	国保だより配布等委託	0	国保だより配布等委託	227

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	あらかわ区報掲載実績	85件	75件	80件	—	—	掲載記事の件数(年間)
	制度に対する苦情件数(件)	24件	24件	19件	—	0件	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各係に対し区民から寄せられる意見や苦情が課として把握できていないため、区からの一方通行的な情報発信となっている側面がある。</li> <li>・被保険者の納付意識や届出意識などの向上が期待されるような趣旨普及を行う。</li> </ul>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各係から選出された職員をもって構成する「国保だより編集会議」を設置し、被保険者が知りたい情報を的確に把握し、被保険者の目線も視野に入れた紙面づくりを行う。	被保険者の求める情報を的確に提供できる。
引き続き「国保だより」や「区報」などを通じて、国保制度のしくみや国保財政の厳しい現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。その際、被保険者の興味を引くよう工夫をこらす。	被保険者の納付意識や届出意識などが向上する。
効率的、効果的な趣旨普及活動を行うため、「国保だより」の発行回数、発行部数、発行対象及び配付方法等について検討する。	費用対効果を検証する機会が得られ、コスト意識に基づく事務執行が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	広報活動は重要であり、今後、広報内容の充実を図る一方で、より一層効率的な手法等について検討すべきである。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支出事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	村田 沙織	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	国民健康保険団体連合会負担金（48-40-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）の運営経費を支出するものである。				
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（22組合）の84保険者によって構成されている。				
内容	<p>1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。</p> <p>2 負担金には、被保険者割と事務費割額とがある。</p> <p>(1) 被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）× 当該年度各月末現在被保険者数年平均</p> <p>(2) 事務費割額 事務費割の基本数値 × 率（連合会総会で議決した率）</p> <p>【連合会の歳入状況】 国民健康保険団体連合会は、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。平成19年度一般会計の歳入総額572,241千円に対する84被保険者負担金269,792千円の収入率は47.14%である。</p>				
経過	<p>1 昭和34年4月 東京都国民健康保険団体連合会負担金規定制定</p> <p>2 昭和38年4月 規定の一部改正</p> <p>3 昭和47年4月 規定の一部改正</p> <p>4 平成 6年4月 規定の一部改正</p>				
必要性	各保険者が共有する事務処理を委託して行うことにより、事務処理を円滑にする。				
実施方法	<p>（ 1 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	4,857	4,962	5,009	5,106	5,106	4,909	4,849	
決算額（20年度は見込み）	4,795	4,876	4,929	4,942	4,921	4,870	4,849	
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担当（%）】				20%	20%	20%		
合計（ + ）	4,795	4,876	4,929	6,666	6,629	6,578	4,849	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	4,795	4,876	4,929	6,666	6,629	6,578	4,849	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	被保険者割単価	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41
	被保険者割人数	84,508人	85,989人	86,397人	86,003人	85,143人	84,480人	
	事務費割単価(12.1/1,000)	12.02	12.01	12.01	12.01	12.01	12.01	12.01

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
	負担金補助及び交付金	被保険者割事務費割	4,921	被保険者割事務費割	4,870	被保険者割事務費割	4,849

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	荒川区の被保険者1人あたりの負担額	57.45円	57.80円	57.65円	—	—	荒川区の負担金総額 ÷ 荒川区の被保険者数
	23区の被保険者1人あたりの負担額	57.22円	57.55円	57.81円	—	—	23区の負担金総額 ÷ 23区の被保険者数

(問題点・課題分析)	被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。現状は、23区平均1人あたりの負担額(57.81円)とほぼ同額である。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		部類についての説明・意見等
前年設定	今年度設定	
継続	継続	法定事業内容であり、現状のまま継続していく。

議会要旨	
------	--



事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	市川 浩巳	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	老人保健医療費拠出金（49-05-50-01） 共同事業拠出金（49-30-50-01） 老人保健事務費拠出金（49-10-50-01） 一般被保険者国民健康保険料還付金（49-55-50-01） 介護納付金（49-15-50-01） 退職被保険者国民健康保険料還付金（49-60-50-01） 後期高齢者支援金（49-16-25-01） 返納金及び還付金（49-65-50-01） 後期高齢者支援金事務費拠出金（49-16-50-01） 一般会計繰出金（49-80-50-01） 高額医療費共同事業医療費拠出金（49-20-50-01） 高額医療費共同事業事務費拠出金（49-25-50-01） 保険財政共同安定化事業医療費拠出金（49-22-50-01） 保険財政共同安定化事業事務費拠出金（49-27-50-01）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	34・58・59・12 年度		根拠	国民健康保険法・老人保健法・国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱・東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱	
終期設定	有 無	年度		法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務					
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都					
内容	1 老人保健医療費拠出金 (1) 老人保健医療に要する費用の7 / 10を拠出金として負担する。 (2) この医療費拠出金は、各保険者の実際の老人加入率にかかわらず、全国同じ割合の老人が加入していると想定し、拠出金額を算定する。当区国民健康保険加入率は全国平均の約2倍程度であるため、実際の医療費よりも拠出金の方が負担軽減となっている。 (3) 算出方法 当該年度概算医療費拠出金 - (前々年度拠出金精算額 + 調整額) * なお、従来、老人保健施設施設療養費の50 / 100を拠出していたが、介護保険制度への移行に伴い、平成12年度をもってこの拠出金は廃止となった。					
	2 老人保健事務費拠出金 算出方法 業務事務費(加入実績に基づく単価×被保険者数) + 審査支払事務費(実績に基づく単価×審査支払件数)					
	3 介護納付金 (1)算定方法 当該年度概算納付金 - (前々年度納付金精算額 + 調整額) 当該年度概算納付金 国が算定した全国一律の1人当たり負担見込額×各医療保険者の2号被保険者見込数 前々年度納付金精算額・調整額 当該年度概算納付金 - 確定納付金 ↓ 国が算定した全国一律の1人当たり負担額×各医療保険者の2号被保険者数(確定値) (2)介護納付金賦課額保険料 上記の介護納付金の50%を保険料として賦課(賦課率50%)し、所得割額と均等割額の賦課割合をそれぞれ50:50として算定。 (1) 所得割額 住民税額×32 / 100 (2) 均等割額 被保険者1人当たり12,000円 (数値は平成19年度)					
	4 後期高齢者支援金 後期高齢者医療制度の財源は大きく、公費と保険料に大別される。保険料のうち、75歳以上の被保険者から納められる保険料が1 / 5を占め、あとの4 / 5を国保、健康保険組合をはじめとする他の被保険者の保険料から充当する形となる。 実際には、国保・健保組合等が「後期高齢者医療支援金」という形で社会保険診療報酬支払基金に納付し、社会保険診療報酬支払基金から各広域連合に対し一括納付される。					
	5 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)参加区市町村の拠出金、国庫負担及び都道府県の負担金を財源として、一件当たり80万円を超える医療費の一定部分(80万円を超える部分の50%)が連合会から交付される。 (2)450万円以上の著しく高額な医療費に対する保険者の支払リスクをさらに緩和するため、国保中央会による超高額医療費共同事業が実施されており、この事業には国庫補助金が交付される。					
	6 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 国保財政の安定化及び平準化を図るため、各区市町村(保険者)は、国保連合会に対し拠出金を支出する。 国保連合会は、各保険者にレセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費の総額(8万円以下の部分を除く)を交付金として交付する。					
	7 共同事業拠出金 (1) 年金受給者一覧表作成、送付に要する経費を支出。 (2) 算出方法 年金受給者一覧表の掲載人員1人当たり単価×年金受給者一覧掲載人員件数					
	8 保険料過誤納還付金 保険料の過誤納が発生し、当該過誤納金の収入がその年度の出納整理期間を過ぎた場合、歳出により還付するもの。なお、06-06-04					

# 事務事業分析シート（平成20年度）

還付は一般被保険者と一般被保険者と退職被保険者等とに分けて行う。

内容	<p>9 国・都支出金返還金 療養給付費等負担金・補助金の清算の結果、国・都への返還金が生じた場合に支出するもの。</p> <p>10 一般会計繰出金 本来、国民健康保険事業特別会計で負担すべき経費を、一般会計で負担している場合、一般会計へ繰出すもの。庁内電算利用負担金等である。 なお、平成11年度においては介護第2号被保険者保険料の賦課収納事務のため、システム変更に要した経費を繰出している。</p>
経過	<p>1 老人保健医療費拠出金 (1)昭和58年 2月 老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始 (2)昭和61年12月 医療費拠出金に係る加入者按分と医療費按分との割合につき、加入者按分の段階的引き上げ開始 (3)平成 2年 4月 医療費拠出金の加入者按分への100%移行達成 (4)平成 3年10月 介護的部分の公費割合を3割から5割へ引き上げ (5)平成 6年10月 老人保健法改正により事業費拠出金創設 (6)平成11年 3月 介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金(老人保健施設整備事業に要する費用)廃止 (7)平成14年10月 老人保健法改正により、拠出金負担割合を現行の70%から50%に段階的に引き下げる等の改正が行われた。</p> <p>2 介護納付金 (1)平成 9年12月 介護保険法公布 (2)平成11年11月 介護納付金賦課額保険料について、23区国保保険料全体として一定の均衡を図る観点から、区長会において次の4点で23区が統一した対応をとることが決定した。 保険料総額は、介護納付金の50%とする。 所得割額と均等割額の賦課割合を50:50とする。 低所得者に対する減免措置を国基準である6割・4割軽減にそれぞれ1割上乘せし、7割・5割とする。 予定収納率による割戻しは行わない。 (3)平成12年 4月 介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始</p> <p>3 後期高齢者支援金 (1)平成20年 4月 後期高齢者支援金開始</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)昭和58年 4月 厚生省が「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」を定め、都道府県、各国保連合会及び市町村保険者に本事業の推進を働きかける。 (2)昭和63年 4月 都下の前市町村が参加(23区は特別区国民健康保険調整条例に基づき、所要財源総体について財源調整が行われていたため、参加は不要とされた。) (3)平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例が廃止されたことに伴い23区も参加。 (4)平成14年10月 国保法により、高額医療費共同事業が充実され、新たに国庫負担が導入された。 (5)平成15年 4月 交付基準を80万円 70万円に引き下げ市町村拠出金に国・都の負担が導入された。 (6)平成18年 4月 交付基準を70万円 80万円に引き上げ市町村拠出金に国・都の負担が継続。</p> <p>5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 (1)平成18年 4月 保険財政共同安定化事業拠出金開始</p> <p>6 共同事業拠出金 (1)昭和59年 4月 共同事業拠出金開始 (2)昭和59年 8月 共同処理手数料事業開始 (3)昭和59年10月 退職医療制度発足 (4)平成12年 4月 共同処理手数料事業廃止</p>
必要性	
実施方法	<p style="text-align: center;">(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>1 老人保健医療費拠出金 (1)社会保険診療報酬支払基金が上記の方法により、当該年度の拠出金を算出し、12期分に分割して4月に納付書を送付。 (2)この納付書に基づき、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払(5日が休日の場合には、次の平日が納付期限となる。)</p> <p>2 介護納付金 (1)介護納付金支出事務 当該年度の介護納付金総額を12期に分け、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払う。 (2)介護納付金賦課額保険料 事務事業概要「収納管理費」及び「収納率向上対策事業」参照</p> <p>3 後期高齢者支援金 国保被保険者・区市町村国保組合・健保組合・その他被保険者等が後期高齢者医療支援金として社会保険診療報酬支払基金に支出。</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 各区の高額医療費の実績に基づき、23区の拠出金を按分し東京都国民健康保険団体連合会に支出。</p> <p>5 共同事業拠出金 東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき(年度内1回1月～2月)支出。</p>



事務事業分析シート（平成20年度）

(単位:千円)

予算・決算額等の推移		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	予算額		7,426,633	7,702,310	6,987,511	6,795,721	7,550,670	8,329,737
決算額(19年度は見込み)		7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,713,079	7,490,956	8,324,091	7,746,456
人件費					1,724	1,708	1,708	
【事務分担当(%)】					20%	20%	20%	
合計(+)		7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,714,803	7,492,664	8,325,799	7,746,456
国(特定財源)		3,105,364	2,668,986	2,870,737	2,889,660	2,274,663	2,088,364	1,792,288
都(特定財源)		0	0	122,780	131,029	532,175	506,393	429,390
その他(特定財源)		4,454,305	5,052,853	3,965,421	3,694,114	4,685,826	5,731,042	5,524,778
一般財源		167,310	38,673	0	0	0	0	0

  

実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		老人保健医療費拠出金	6,233,688	6,057,566	5,146,899	4,647,642	4,440,938	4,161,379
	老人保健事務費拠出金	72,088	69,399	64,329	62,892	61,413	59,362	5,279
	介護納付金被保険者数	28,181人	28,261人	28,210人	27,786人	26,834人	26,091人	
	介護納付金1人当たり負担額	30,722円	35,087円	42,098円	48,307円	50,213円	49,089円	
	後期高齢者支援金							2,654,377
	後期高齢者支援金事務費拠出金							960
	高額医療費共同事業医療費件数	951件	1,059件	1,153件	1,327件	1,306件	1,398件	

No2

予算・決算額等の推移	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	老人保健医療費拠出金	4,440,938	老人保健医療費拠出金	4,161,379	老人保健医療費拠出金	504,238
		老人保健事務費拠出金	61,413	老人保健事務費拠出金	59,361	老人保健事務費拠出金	5,279
	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,347,415	介護納付金	1,280,791	介護納付金	1,157,885
						後期高齢者支援金 後期高齢者支援金事務費拠出金	2,654,377 960
	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金	487,340	高額医療費共同事業拠出金	542,162	高額医療費共同事業拠出金	529,777
		" 事務費拠出金	0	" 事務費拠出金	0	" 事務費拠出金	218
	負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金	1,006,992	保険財政共同安定化事業拠出金	2,067,732	保険財政共同安定化事業拠出金	2,807,201
		" 事務費拠出金	0	" 事務費拠出金	0	" 事務費拠出金	568
	負担金補助及び交付金	共同事業拠出金	3	共同事業拠出金	5	共同事業拠出金	6
	償還金利子及び割引料	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	102,189	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	156,517	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	26,003
	繰出金	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	44,666	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	56,144	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	59,944

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	老人保健医療費拠出金	25.90%	28.16%	27.09%	23.33%	—	老人医療費に対する割合
	1人当たり負担額	48,307円	50,213円	49,089円	43,388円	—	介護納付金(20年度は予算ベース)

問題点・課題 (指標分析)	老人医療費の増高に伴い、各保険者の拠出負担が高まっており、一部の被用者保険者においては拠出金の支払を延期するなど問題が生じ、拠出金制度そのもののあり方が問われている。また、平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施された。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。 (当区の老人医療費)
	平成14年度 19,186,333千円 平成17年度 17,944,537千円 平成15年度 18,778,329千円 平成18年度 15,769,830千円 平成16年度 18,608,707千円 平成19年度 15,362,792千円
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

# 事務事業分析シート（平成20年度）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施された。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事業内容であり、現状のまま継続していくが、後期高齢者医療制度の動向を注視していく必要がある。

議 会 質 問 状 況  (要旨)	
--	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	本木 理恵子	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	保養施設（49-45-25-01） 海の家（49-45-50-01） 健康づくり支援事業（49-52-50-01）						
事務事業の種類	新規事業	（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	保健事業については、国民健康保険法第82条で「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	1 保養施設の開設 被保険者が一般より安価で施設を利用できるよう、希望する関東近県の宿泊施設（20年度：21施設）と指定契約を結んでいる。 2 海の家 <small>の</small> 開設 一般的に宿泊代金が高くなる宿泊施設の繁忙期においても、被保険者が安価で、かつ確実に施設を利用できるよう、夏の一定期間、宿泊施設を借上げている。 3 健康づくり支援事業 荒川区健康週間・オープニングイベントに参加し、「骨密度測定」「健康相談」「メタボリックシンドローム普及啓発のためのパネル展示」「医療費適正化についてのリーフレット配布」等を行った。						
経過	1 昭和35年 4月 保険事業開始 2 平成元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始 3 平成 8年 7月 山の家、海の家（日帰り施設）開始 4 平成15年 4月 海の家（日帰り施設）事業廃止 5 平成17年 4月 無料健康相談・山の家事業廃止 6 平成18年 3月 健康づくり支援事業【笑い与健康「笑って健康、ためして健康！」】の実施						
必要性	医療費の増加に伴い、当区国保財政はひっ迫しており、医療費抑制策のひとつとして被保険者の健康保持増進に効果的な保健事業を実施する必要性は高い。また、国保中央会では、保健事業費として保険料の1%以上を確保することを努力目標とした「新・国保3%推進運動」を全国的規模で実施している。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 保養施設の開設 年度当初に希望する関東近県の宿泊施設と指定契約を結ぶ。利用の受付は宿泊施設が行う。 2 海の家 <small>の</small> 開設 夏の一定期間、宿泊施設を借上げる。利用の受付は国保年金課が行う。						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	7,121	5,992	5,887	4,690	4,690	2,160	1,811	
決算額(20年度は見込み)	6,758	5,647	5,670	3,087	1,672	1,796	1,811	
人件費				1,724	2,562	1,281		
【事務分担量(%)】				20%	30%	15%		
合計(+)	6,758	5,647	5,670	4,811	4,234	3,077	1,811	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	6,758	5,647	5,670	4,811	0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	4,234	3,077	1,811	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	内科無料相談	1,559人	1,375人	1,369人	—	—	—	—
	歯科無料相談	1,541人	1,444人	908人	—	—	—	—
	薬と健康週間	3,094人	2,185人	1,663人	—	—	—	—
	保養施設利用	269人	155人	181人	117人	92人	89人	—
	海の家利用	775人	614人	602人	543人	541人	600人	—
	山の家利用	329人	338人	215人	—	—	—	—

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		職員旅費	保養施設調査旅費	25	保養施設調査旅費	9	保養施設調査旅費
一般需用費	夏季施設ポスター等印刷	7	夏季施設ポスター等印刷	147	夏季施設ポスター等印刷	161	
委託料	保健事業	0	保健事業	0	保健事業	0	
使用料及び賃借料	夏季保養施設借上料	1,640	夏季保養施設借上料	1,640	夏季保養施設借上料	1,640	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	保養施設被保険者利用率(%)	0.1%	0.1%	0.1%	—	—	保養施設利用人数/被保険者数
	海の家被保険者利用率(%)	0.6%	0.6%	0.7%	—	—	海の家利用人数/被保険者数
	健康週間オープニングイベント・国保年金課ブースへの来場者数	約130人	約130人	約150人	—	—	

(問題点・課題)	<p>インターネットの普及や民間事業者による低価格な保養施設の供給の増加など、事業を取り巻く環境の変化により、保養施設、海の家利用率は低下傾向にある。</p> <p>健康週間オープニングイベントへの参加を通じて、より多くの加入者及び区民に国民健康保険制度に関心を持ってもらえるようにする。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保養施設、海の家については、被保険者のニーズに応えた事業内容となっているか、見直しを行う。	被保険者のニーズに応えた保健事業が実施できる。
健康週間オープニングイベントにおいて、来場者に国民健康保険制度の仕組みや区の医療費の状況などについて関心を持ってもらえるような企画を考案する。	来場者が医療費について関心を持ち、日頃からの健康づくりを心掛けることにより、医療費の増加が抑制できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度の設定	今年度の設定	
重点的に推進	推進	保養施設・海の家はニーズの高い事業ではあるが、利用率の向上に向けて検討する必要がある。健康づくり支援事業は、健康部との連携を強化し、医療費の適正化へ向けPR等をさらに推進していく必要がある。

(議会質問状況)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特定健診・特定保健指導事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	本木 理恵子	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特定健康診査事業費（49-19-25-01） 特定保健指導事業費（49-19-50-01） 特定健診・保健指導システム運用管理費（49-19-75-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。				
対象者等	40～74歳の国保加入者（年度内で転入・転出がある者は除く）				
内容	1 特定健診の実施 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見を重視した特定健診を実施する。 ・実施時期 平成20年7月1日～10月31日 2 特定保健指導の実施 特定健診の受診結果により、保健指導対象者を選定し、個々人の健康状況に応じて、「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・実施時期 平成20年9月上旬～平成21年3月31日（予定） 3 事業の評価 事業実施の成果に関する具体的な目標などについて、5年を一期とした計画を定めており、内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少状況など、計画の進捗状況について評価し、事業の取り組みを強化する。				
経過	平成20年3月 特定健診等実施計画の策定				
必要性	近年、糖尿病などの生活習慣病罹患者が増えているが、内臓脂肪の蓄積がその原因となっていることが多く、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常などの状態が重複した場合には、心疾患や脳血管疾患など命に関わる病気の発症リスクが高くなるといわれている。生活習慣の改善により内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減を図ることが可能であるため、健康寿命の延伸と早世の減少の実現のための事業として、本事業は必要不可欠である。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 1 特定健診 区は対象者に受診券を郵送する。対象者は、区が健診を委託する荒川区医師会加盟の医療機関で受診券と保険証を提示し、受診する。 2 特定保健指導 区は対象者に利用券を郵送する。対象者は、区が保健指導を委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示し、保健指導を利用する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額					17,906	20,646	305,735	
決算額（20年度は見込み）					17,906	9,724	305,735	
人件費								
【事務分担量（％）】								
合計（ + ）					17,906	9,724	305,735	
国（特定財源）					0	0	38,956	
都（特定財源）					17,906	9,724	38,956	
その他（特定財源）					0	0	227,823	
一般財源					0	0	0	
実績の推移								



事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費					受診券・利用券等印刷製本	3,491
	役務費					受診券・利用券等郵送料	7,257
	委託料					健診・保健指導委託、データ管理委託等	283,982
	使用料					インターネット回線使用料(がん予防健康づくりセンター分)	1,777
	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	17,906	健診・保健指導負担金	9,724	健診・保健指導負担金	9,228

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	特定健診受診率(%)	—	—	—	45%	65%	特定健診受診者数/特定健診対象者数(目標値は平成24年度)
	特定保健指導実施率(%)	—	—	—	—	39%	特定保健指導実施者数/特定保健指導対象者数
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率(%)	—	—	—	—	6%	当該年度の該当者・予備群数/平成20年度の該当者・予備群数

問題点・課題 (指標点分析)	<p>・医療保険者が納付する後期高齢者支援金について、平成24年度から、特定健診・特定保健指導実施に係る目標達成状況が勘案され、支援金が加算・減算等の調整が行われることから、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少率について、それぞれの目標を達成する必要がある。</p> <p>・事業実施の進捗状況の評価と、その評価結果を用いた実施計画見直しの体制を整理する必要がある。</p> <p>・特定健診は当該年度の4月1日における加入者が対象となるため、年度途中の加入者は制度的に当該年度の特定健診を受診することができない。</p>
	<p>( 他区の実況 )</p> <p>( 実施 22 区 未実施 区 )</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区報、ホームページ、区主催等で行われるイベントなどをこれまで以上に活用し、特定健診・特定保健指導の実施の必要性や実施の方法など、加入者等に対し、さまざまな情報提供を行う。</p>	<p>被保険者等が特定健診・特定保健指導に対して関心を持つことにより、特定健診受診率及び特定保健指導利用率が向上し、メタボリックシンドローム該当者および予備群が減少する。</p>
<p>事業の実施後、実施計画の目標値の達成状況、生活習慣病関連の医療費の推移等を確認し、事業の成果について評価を行い、必要に応じて実施計画の記載内容を実態に即したより効果的なものに見直す。</p>	<p>特定健診・特定保健指導事業を効率的・効果的に実施することができる。</p>
<p>他区の状況などを取り入れながら、特定健診受診を希望する年度途中加入者の健診費用に係る財源確保を検討する。</p>	<p>より多くの加入者が、生活習慣病の予防・早期発見をすることができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度の設定	今年度の設定	
—	重点的に推進	<p>特定健診等実施計画に掲げた受診率の目標等達成できるよう、健康部との連携を強化していく必要がある。</p>

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐竹 のりえ	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	賦課事務費 (48-12-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠法令等	国民健康保険法		
終期設定	有 無 年度		荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	1 被保険者の資格取得・喪失、保険料賦課及び被保険者証の交付に関する事務。 2 国民健康保険料は基礎賦課額(医療分)と介護納付金賦課額(40歳以上65歳未満の介護第2号保険料)の合計額であったが、平成20年度から、後期高齢者医療制度の創設により、基礎賦課額(医療分)に含まれていた老人保健制度の拠出金を独立した制度として創設した「後期高齢者支援金等」の合算額を徴収する。				
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1)職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 (2)生活保護受給者 (3)後期高齢者医療制度に加入している被保険者				
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 (1)国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の事実の発生により生じる。 (2)世帯主には届出義務あり、(1)の事実の発生から14日以内である。 2 保険料の賦課 保険料は住民税額に応じた所得割額、1人当り定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者であることを示す証明書であるとともに療養の給付を受けるときに医療機関に提出する受診券でもある。 一世帯に一枚の被保険者証から一人一枚のカード型の被保険者証になった。 (1) 修学中のため他の市町村に居住し、区外に住民登録をしている者の保険証( ) 学で表示 (2) 退職被保険者等( ) 選で表示				
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 昭和38年12月 保険料減額賦課実施 昭和40年1月家族7割給付実施 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和49年10月 所得割特別減免制度実施 昭和51年10月 均等割特別減免制度実施 昭和57年 4月 当該年度住民税額賦課方式の採用 昭和59年10月 退職医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更(一人一枚) 平成16年 4月 保険料賦課方法の変更(4・7月 6月) 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足・退職医療制度廃止(平成26まで経過措置有)				
必要性	国民皆保険制度に基づき、国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料の賦課が必要となる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1 保険料の賦課方法(金額及び割合は18年度予定) (1)6月賦課(住民税額を基に算定) (2)納期限 6月から翌年3月までの10回とし、各月の末日を納期限 (3)所得割額(医療分) 住民税額×90/100 (4)均等割額(医療分) 被保険者一人当たり28,800円 所得割額(支援金分)住民税額×27/100 均等割額(支援金分)被保険者一人当たり 8,100円 (5)最高限度額(医療分)一世帯当り470,000円 (6)均等割減額賦課(所得に応じ、7割・5割・2割の減額賦課実施) 最高限度額(支援金分)一世帯当り120,000円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	50,562	20,116	17,906	26,650	22,919	36,664	22,248	
決算額(20年度は見込み)	22,225	14,866	11,949	18,905	17,357	27,487	22,248	
人件費				92,396	63,452	57,141		
【事務分担当(%)】				1072%	743%	612%		
合計(+)	22,225	14,866	11,949	11,949	80,809	84,628	22,248	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	22,225	14,866	11,949	11,949	80,809	84,628	22,248	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	世帯数	47,655世帯	49,041世帯	49,696世帯	49,995世帯	49,998世帯	49,852世帯	39,585世帯
	被保険者数	84,420人	85,911人	86,399人	86,049人	84,480人	83,484人	71,494人
	資格取得者数	11,262人	11,010人	10,920人	10,643人	13,573人	14,881人	
	資格喪失者数	9,631人	9,757人	10,946人	11,441人	14,470人	15,877人	
高齢受給者証交付数	745人	2,380人	4,105人	6,575人	9,108人	9,814人		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
	報酬	事務嘱託員報酬	3,021	事務嘱託員報酬	2,131	事務嘱託員報酬	2,359
	共済費	事務嘱託員社会保険料等	398	事務嘱託員社会保険料等	300	事務嘱託員社会保険料等	335
	一般需用費	印刷製本(納入通知書等)	6,364	印刷製本(納入通知書等)	5,109	印刷製本(納入通知書等)	5,762
	役務費	郵送料等(納入通知書)	7,574	郵送料等(納入通知書)	19,947	郵送料等(納入通知書)	13,792

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	被保険者証再交付数	3,732	3,777	2,717	—	—	一般・退職被保険者証再交付数
	保険料納入通知書発付数	68,051	52,322	62,929	—	—	保険料納入通知書(19年度6～3月)
	保険料軽減世帯数	17,460	21,500	22,044	—	—	7割・5割軽減世帯(18年度～2割軽減)

(問題点・課題分析)	<p>1 国民健康保険料は、年間保険料を6月から翌年の3月までの10回に分けて納付する。平成20年度10月から、国民健康保険料の特別徴収を実施するが、平成21年度は6月に確定する住民税により特別徴収の賦課処理を行うことは、国保連へのデータ更新に要する日程からみて困難であるため、7月から翌年3月までの9回払いとする必要がある。</p> <p>2 後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険の資格及び喪失の管理また、税制改正に伴う保険料の激変緩和措置などにより区民からの問い合わせ等に、職員は複雑な事務処理及び広範囲な知識を求められている。区民サービスを向上させるためには、効率的な事務改善を行うと共に職員の知識の習得や共有が求められる。</p>
------------	---

他区の実施状況	( 実施 区 未実施 区 )
---------	----------------

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保険料の10回払いから9回払いに及ぼす問題点を抽出し、移行に伴う影響力の検証を行う。	正確な保険料の計算や当該年度の住民税額により算出することができ、被保険者にわかりやすい納入通知書を発行する。
被保険者に対し、窓口受付・電話照会時にPRするとともに、区報等に記事を掲載する。	被保険者の理解を得ることにより、保険料の納付率向上につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議会質問状況(要旨)	平成13年3月一定一般質問「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	賦課事務費（介護保険）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐竹 のりえ	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	賦課事務費（51-15-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区介護保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	介護保険第1号被保険者に係る資格管理及び第1号被保険者介護保険料の賦課に要する経費を支出する。				
対象者等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者（外国人を含む） 42,308人（20年3月末現在） うち外国人被保険者 869人 住所地特例該当者 269人				
内容	1 被保険者の資格管理に関すること (1) 被保険者証を交付すること (2) 被保険者台帳を管理すること (3) 住所地特例該当者の台帳を管理すること (4) 適用除外該当者の台帳を管理すること 2 被保険者の介護保険料の賦課に関すること (1) 保険料納入通知書を送付すること (2) 保険料賦課の算定基礎となる所得状況等を調査すること (3) 年金保険者に特別徴収を依頼すること 33,994人（平成20年1月末現在 被保険者全体に対する割合：77.8%） (4) 低所得者を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務				
経過	1 平成 9年12月 介護保険法公布 2 平成12年 4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始）				
必要性	介護保険制度の発足により、介護認定者への給付等に伴う財源確保の為、保険料の賦課が必要となる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 年額保険料<18年度～20年度> [ ]内は15年度～17年度、( )内は12年度～14年度 ・第1段階 26,570円 世帯区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 [19,466円] (17,777円) ・第2段階 26,570円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額 年額八十万円を満たす者 ・第3段階 39,855円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者 [29,199円] (26,666円) ・第4段階 53,140円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいる場合 [38,932円] (35,555円) ・第5段階 66,425円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円未満 [48,665円] (44,443円) ・第6段階 79,710円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 [58,398円] (53,332円) ・第7段階 92,995円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満 ・第8段階 106,280円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上 2 保険料賦課 【仮算定】 4月1日現在の世帯状況及び生活保護受給状況、前年度の住民税の課税状況等を基礎に保険料を算定。 4月中旬に納入通知書を送付。 【本算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け保険料を本算定。7月中旬に納入通知書を送付。 【随時賦課】 資格の得喪（65歳年齢到達・転入・転出・死亡等）、所得の修正等による保険料段階変更、徴収方法の変更等による随時賦課。毎月、中旬に納入通知書を送付。 3 被保険者証の交付 【65歳到達者】 誕生月の前月に送付 【転入者】 転入届の際に交付（未交付者には後日送付） 4 特別徴収に係る事務 (1) 社会保険庁への被保険者資格喪失情報の提供（毎月） (2) 社会保険庁から年金受給情報の提供による普通徴収への変更（隔月） (3) 社会保険庁への特別徴収対象者情報の提供（年1回 7月下旬） (4) 年金保険者から徴収保険料の受入（5月・7月・9月・11月・1月・3月） 5 納入通知書封入封緘業務委託（普徴・口座・特徴）：システム運用委託先㈱日立製作所				



事務事業分析シート（平成20年度）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	予算額	11,287	11,141	10,665	19,003	13,171	10,564	10,089	
	決算額(20年度は見込み)	9,468	8,228	7,766	12,610	9,310	7,245	10,089	
	人件費				16,376	33,989	42,358		
	[事務分担量(%)]				190%	398%	496%		
	合計(+)	9,468	8,228	7,766	28,986	43,299	49,603	10,089	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	9,468	8,228	7,766	28,986	43,299	49,603	10,089		
実績の推移	事項名		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	被保険者数/年度末		37,717人	38,554人	39,324人	40,308人	41,370人	42,308人	
	増加率		2.6%	2.2%	2.0%	2.5%	2.6%	2.2%	
	増減事由	転入	523人	564人	483人	501人	487人	509人	
		65歳到達	2,452人	2,224人	2,376人	2,590人	2,696人	2,580人	
		その他	3人	3人	10人	6人	98人	210人	
		取得計	2,978人	2,791人	2,869人	3,097人	3,281人	3,299人	
		転出	581人	553人	540人	542人	599人	612人	
		死亡	1,412人	1,365人	1,517人	1,501人	1,519人	1,624人	
		その他	39人	36人	42人	70人	101人	125人	
	段階別	喪失計	2,032人	1,954人	2,099人	2,113人	2,219人	2,361人	
		第1段階	2,189人	2,364人	2,477人	2,558人	2,443人	2,527人	
		第2段階	13,220人	13,904人	14,593人	15,202人	7,273人	7,403人	
		第3段階	11,008人	11,095人	11,011人	12,008人	4,410人	4,791人	
		第4段階	6,448人	4,855人	4,943人	4,623人	10,943人	10,694人	
		第5段階	4,852人	6,336人	6,300人	6,891人	9,276人	9,553人	
		第6段階					5,119人	5,385人	
第7段階						1,160人	1,192人		
第8段階					746人	763人			

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	納入通知書等印刷費		3,530	納入通知書等印刷費	1,938	納入通知書等印刷費	4,312
	役務費	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	5,780	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	5,307	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	5,777

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	保険料納入通知書発付数	85,323	85,323	89,949	—	—	保険料納入通知書
	被保険者証交付数	984	984	2,606	—	—	年度新規取得者数

○介護保険料の賦課一回化  
 介護保険料は、4月から翌年3月までの12回に分けて保険料の納付を行っている。4月当初に暫定賦課を行い、当該年度の住民税決定後、7月に本決定通知をする。しかし、暫定賦課は前年度の課税所得状況のため、被保険者の現況の所得状況と異なっている場合は苦情等が多い。また、二段階での通知は分かりづらいとの指摘もある。国民健康保険料は平成16年度に既に賦課一回化を行い、後期高齢者医療制度も当初から一回化を実施している。また、年金から天引きによる特別徴収の場合は、4月・6月・8月は仮徴収期間であるため、一回化を実施しても影響はない。メリット：一回の保険料決定通知により分かりやすい 郵送料、印刷製本費の事業費も大幅に削減できる。デメリット：年間保険料を12回納付と9回納付では、1回の保険料額が高くなる。

他区の実況  
 ( 実施 19 区 未実施 区 )



## 事務事業分析シート（平成20年度）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	介護保険の事務処理を見直す	今後の体制見直しする際の参考データとなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	資格賦課事務は介護保険の基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議 会 質 問 状 況  (要 旨)	<p>1 平成13年3定一般質問「介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について」平成14年4月から低所得者を対象とした独自の減額制度を施行した。</p>
--	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高額療養費支払費用貸付事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	貸付金（15-42-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制確立[01-04]			
目的	被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、その生活の安定を図る。				
対象者等	被保険者 *ただし、後期高齢者医療制度該当者は除く				
内容	1 貸付内容 (1) 貸付限度額 高額療養費相当額の90% (2) 申請及び貸付単位 申請は世帯主で、1ヵ月単位 (3) 貸付方法及び利子 手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 2 返済方法 診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。なお、返済手続きは原則として、自動的に処理されるので、申請者による手続きは不要である。  高額療養費については、事務事業分析シート「高額療養費」を参照。				
経過	1 昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% 2 平成 3年4月 貸付限度額改定90% 3 平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止				
必要性	高額の医療費を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員)  申請手続きに必要なもの (1) 被保険者証 (2) 領収書又は請求書 (3) 銀行口座番号(世帯主) (4) 印鑑				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	45,469	51,758	44,284	38,022	34,142	19,275	16,635	
決算額(20年度は見込み)	32,887	33,853	18,481	31,875	34,064	13,106	16,635	
人件費				8,619	8,540	8,540		
[事務分担当量(%)]				100%	100%	100%		
合計(+)	32,887	33,853	18,481	40,494	42,604	21,646	16,635	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	32,887	33,853	18,481	40,494	42,604	21,646	16,635	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	貸付件数	236件	170件	152件	210件	225件	110件	
	貸付金額	51,517	32,855	33,825	18,458	31,854	13,088	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		役務費	郵送料(通知書)	24	郵送料(通知書)	18	郵送料(通知書)
貸付金	高額療養費貸付金	34,040	高額療養費貸付金	13,088	高額療養費貸付金	16,613	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	貸付件数	210	225	110	—	—	
	口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後 2~3日	審査後 2~3日	審査後 2~3日	—	—	

(問題点・課題分析)	平成19年4月から70歳未満医療費の現物給付が実施された。このため、入院療養費については、被保険者は所得に応じた自己負担金を医療機関に支払えばよいことになり、高額療養費を前もって貸し付けを受けて支払ういわゆる請求書貸付の必要がなくなったこともあり貸し付け件数が減少した。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討									
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td>高額療養費の貸付には、請求書貸付と領収書貸付があり、請求書の場合は、高額療養費貸付金は医療機関へ支払を実施。また、高額療養費の全額を医療機関へ支払う「委任払い」も引き続き実施する。</td> <td>高額療養費の不正受給を防止するほか、被保険者の費用負担がすくない「委任払い」を併用することで対象者の利便の向上につながる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		改善により期待する効果	高額療養費の貸付には、請求書貸付と領収書貸付があり、請求書の場合は、高額療養費貸付金は医療機関へ支払を実施。また、高額療養費の全額を医療機関へ支払う「委任払い」も引き続き実施する。	高額療養費の不正受給を防止するほか、被保険者の費用負担がすくない「委任払い」を併用することで対象者の利便の向上につながる。				
	改善により期待する効果								
高額療養費の貸付には、請求書貸付と領収書貸付があり、請求書の場合は、高額療養費貸付金は医療機関へ支払を実施。また、高額療養費の全額を医療機関へ支払う「委任払い」も引き続き実施する。	高額療養費の不正受給を防止するほか、被保険者の費用負担がすくない「委任払い」を併用することで対象者の利便の向上につながる。								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ニーズの高い重要事業であり、19年4月の法改正の定着を見守る必要がある。

(議会質問状況)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	出産費資金貸付事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功		
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	貸付金 (15-45-33-01)						
事務事業の種類	新規事業 ( 20年度 19年度 )		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	国民健康保険出産費資金貸付条例			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険加入世帯を対象に出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	1 貸付内容 (1) 貸付限度額 出産育児一時金支給額35万円の80%(28万円) (2) 貸付対象者 当区の国民健康保険の被保険者で、出産予定日まで1ヵ月以内のものの属する世帯の世帯主を貸付の対象とする。ただし、妊娠4ヵ月以上で、特に区長が必要と認める場合であれば1ヵ月以内でなくとも貸付けることができる。 (3) 貸付方法及び利子 手続き後、現金(審査後2~3日)又は世帯主の預金口座に振込(審査後10日)・無利子 2 返済方法 当該貸付金に係る出産育児一時金を充てることにより行なう。 出産育児一時金については、事務事業分析シート「出産育児一時金」を参照。						
経過	1 平成12年12月 国から本事業について積極的に取組むよう通知があった 2 平成13年 7月 政府管掌保険において事業開始 3 平成13年11月 当区において事業開始						
必要性	出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。						
実施方法	(1直営) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) <p>申請手続きに必要なもの                  (1) 被保険者証                  (2) 母子手帳                  (3) 口座振替希望の場合は 銀行口座番号(世帯主)                  (4) 世帯主の印鑑</p>						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額		30,818	34,745	27,461	27,461	28,861	8,690	8,410
決算額(20年度は見込み)		27,458	22,042	25,217	18,771	28,859	8,689	8,410
人件費					2,586	2,562	2,562	
【事務分担量(%)】					30%	30%	30%	
合計(+)		27,458	22,042	25,217	21,357	25,217	11,251	8,410
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		27,458	22,042	25,217	21,357	25,217	11,251	8,410
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	出産一時金	396件	431件	424件	363件	426件	358件	364件
	貸付件数	98件	78件	90件	67件	103件	31件	30件
	貸付金額	27,440	22,024	25,200	18,760	28,840	8,680	8,400

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	PR用再生紙	4	PR用再生紙	4	PR用再生紙	5
	役務費	郵送料(通知書)	15	郵送料(通知書)	5	郵送料(通知書)	5
	貸付金	出産費資金貸付金	28,840	出産費資金貸付金	8,680	出産費資金貸付金	8,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	貸付件数	67	103	31	—	—	
	現金貸付の申請から貸付まで日数	審査後 2~3日	審査後 2~3日	審査後 2~3日	—	—	
	口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後 10日	審査後 10日	審査後 10日	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>出産費資金貸付制度は平成13年10月からの制度開始、平成18年度までに一定の利用があり、制度として定着している。平成19年4月から出産育児一時金を分娩費の一部として医療機関に支払う出産育児一時金受取代理制度が実施されたため、貸付件数は減少した。今後の受取人代理制度の定着を見極めたうえで、本制度の存続を含めた検討が必要となる。</p> <p>21年1月分娩より出産育児一時金の支給額が350,000円から380,000円に引き上げの予定であることから貸付額の引き上げも検討する必要がある。</p>
他区の実況	( 実施 17 区                      未実施 5 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>出産育児一時金受取代理制度の積極的なPRを図っていく。</p>	<p>対象者への利便の向上が図れるとともに本貸付制度の縮小につながっていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ニーズの高い重要事業であるが、今後の実績の推移に注視していく必要がある。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--



事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	給付事務費 (48-16-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者への給付に関する事務。				
対象者等	被保険者及び医療機関				
内容	<p>次の支給事務に要する経費(消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料)を支出</p> <p>(1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給</p> <p>(2) 出産育児一時金の支給</p> <p>(3) 葬祭費の支給</p> <p>(4) レセプト点検</p> <p>(5) 不正利得・不当利益、第三者行為による医療費請求</p> <p>不正利得 偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。</p> <p>不当利得 転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。</p> <p>第三者行為 交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者(当区)が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。</p> <p>上記支給事務の内容は、それぞれの事務事業分析シートを参照</p>				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	保険給付の公平を保つ意味でも重要な事業である。				
実施方法	<p>(1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>委託内容(20年度予算額)</p> <p>(1) 委託業務 第三者行為損害賠償請求委託</p> <p>(2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会</p> <p>(3) 委託経費 5,250 × 35件 = 183,750円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	2,181	2,395	2,678	2,652	3,429	3,091	3,431	
決算額(20年度は見込み)	2,033	2,124	2,381	2,248	3,082	2,710	3,431	
人件費				14,744	13,664	13,664		
【事務分担量(%)】				200%	160%	160%		
合計(+)	2,033	2,124	2,381	16,992	16,746	16,374	3,431	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	2,033	2,124	2,381	16,992	16,746	16,374	3,431	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
	一般賃金	事務補助	309	事務補助	332	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(支給決定通知書等)	866	印刷製本(支給決定通知書等)	764	印刷製本(支給決定通知書等)	545
	役務費	郵送料(第三者行為通知等)	1,760	郵送料(第三者行為通知等)	1,483	郵送料(第三者行為通知等)	2,298
	委託料	第三者行為損害賠償委託	147	第三者行為損害賠償委託	131	第三者行為損害賠償委託	184

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用	委託件数 34件	委託件数 35件	委託件数 25件	委託件数 35件	—	委託件数増により、求償金額増を目指す
	区内不当利得者への催告の強化	催告回数 2回	催告回数 2回	催告回数 2回	催告回数 3回	—	催告回数
	不当利得収納率	51%	45%	61%	—	—	

(問題点・課題)	交通事故の第三者行為の求償事務については、加害者と被害者の過失割合等の認定について専門的知識が必要となる。このため、第三者に対する損害賠償請求収納事務を国保連合会に委託している。委託件数は年間35件。平成17年度からこの委託制度のより一層の活用に努め、17年度は34件(16年度は15件)18年度は28件、19年度は25件求償した。20年度以降についても引き続き活用を図る。また、不当利得者(社会保険受給資格があるにも関わらず国保を使用した者)については、年2回督促を実施している。19年度からは、特に区内に在住している不当利得者については、催告回数を年3回とした。それでも支払わない者については、今後国保保険料徴収員の活用も検討していく。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第三者行為求償事務委託を活用する。	求償額が増が見込める
区内在住の不当利得者に対し、催告の強化と国保保険料徴収員の活用を図る。	不当利得の回収率が向上する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	今後も、より一層効果があがるよう、手法を工夫し、向上させていくべきである。

議会(要旨)質問状況	平成13年一定一般質問「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療費適正化対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	医療費適正化対策事業（48-28-50-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針	
終期設定	有 無	年度	法令等	若山区特別対策事業実施要領	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	当区の被保険者一人当たりに係る医療費が、他区と比較して高いため、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。				
対象者等	被保険者及び医療機関				
内容	1 疾病分類統計 東京都国保連合会から提供されるデータを、当区における医療費の特徴把握と他部課との疾病予防対策のために活用する。 2 医療費通知の実施 9月（1月～6月受診分）と3月（7月～12月受診分）の年2回、1,000点以上のレセプトについて、医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別 3 レセプト点検員によるレセプト点検の充実強化 4 レセプト縦覧点検の実施 全件レセプトを証記番号順に配列し直した上で縦覧点検を実施し、レセプト管理業務の効率化を図る。 5 重複・頻回受診者訪問指導事業 重複・頻回受診者（100名）を対象に、保健師等による個別面談により在宅訪問を行い下記の指導を実施し、問題受療を抑制することを目的とする。 (1) 受療態度の形成による重複・頻回、多投薬の抑制 (2) 生活習慣病に対する保健指導 (3) 介護予防指導等				
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始 3 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入 4 平成16年 1月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施 5 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施 6 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施				
必要性	当区の「高い医療費」の抑制のためにも、上記事業内容のさらなる継続と、区民の健康づくり事業の充実が基本であり、関係機関との連携を強化し医療費抑制に努める必要がある。				
実施方法	（1直営 2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託内容(19年度実績) (1) 委託業務 レセプト縦覧点検のための配列委託 委託先 (株)社会保険統計調査会 委託経費 3.99×994,265枚=3,967,108円(端数調整有) (2) 委託業務 重複・頻回受診者訪問指導委託 委託先 (株)保健同人社 委託経費 1,017,130円(国保分実績)				

予算・決算の内訳	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	16,945	17,528	19,744	24,996	31,917	30,610	35,430	
決算額(20年度は見込み)	15,884	16,027	18,018	23,474	27,518	26,709	35,430	
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担当(%)】				20%	20%	20%		
合計(+)	15,884	16,027	18,018	25,198	29,226	28,417	35,430	
国(特定財源)	6,260	6,241	5,538	5,933	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	9,624	9,786	12,480	19,265	29,226	28,417	35,430	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	1人当り医療費	337,721円	355,989円	361,645円	374,631円	374,465円	375,969円	(総医療費)
		187,513円	211,522円	216,492円	232,968円	233,449円	233,389円	(一般)
		378,935円	446,311円	452,898円	484,838円	473,245円	522,848円	(退職)
		807,089円	818,898円	856,405円	876,908円	901,979円	907,773円	(老人保健)
	レセプト縦覧点検配列	717,452件	830,974件	866,085件	928,177件	952,949件	994,265件	
	医療費通知回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算額等の推移	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	レセプト点検員報酬	16,506	レセプト点検員報酬	16,000	レセプト点検員報酬	8,411
	共済費	レセプト点検員社会保険料等	2,187	レセプト点検員社会保険料等	2,195	レセプト点検員社会保険料等	1,161
	一般賃金	事務補助	107	事務補助	132	事務補助	135
	特別旅費	レセプト点検員旅費	6	レセプト点検員旅費	1	レセプト点検員旅費	0
	一般需用費	印刷製本(医療費通知書等)	987	印刷製本(医療費通知書等)	621	印刷製本(疾病分類統計表)	640
	役務費	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,425	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,776	郵送料(医療費通知等)	2,820
	委託料	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	5,300	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	4,984	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託 診療報酬明細点検業務委託	22,263

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	一人当たりの医療費	232,968円	233,449円	233,389円	248,724円	—	17～19年度は決算額、20年度は見込
	重複・頻回訪問指導対象人員	100人	100人	100人	100人	—	
	レセプト点検の財政効果	3,425万円	2,838万円	—	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>疾病分類調査については、東京都国保連合会において、平成17年度から一部データの提供が開始され一定の資料として活用できる。</p> <p>レセプト点検について、19年度までは、医科について非常勤職員により縦覧点検を実施している。</p> <p>医療費通知については、平成18年度から年2回、9月と3月に1,000点以上のレセプトを対象にそれぞれ半年分の医療費について通知している。国保加入者に医療費の総額をお知らせすることにより、健康や医療費についての関心をもっていただくことが目的であるが、診療の回数に関する問い合わせ等も寄せられる。</p> <p>また、重複・頻回訪問指導については、19年度まで医療助成係と保険給付係で対象者各100人で実施しているが、平成20年度よりは後期高齢医療制度への移行により国保加入者対象に実施の予定である。</p>
他区の実況	( 実施 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療費通知のお知らせで、診療回数等について疑義が寄せられたものについては、本人の同意が得られれば、東京都福祉保健局指導監査部指導第三課に情報提供を行っていく。	不正診療の改善へとつながっていく。
重複・頻回訪問指導事業の委託業者選定について、業者指定から指名競争入札に変更する。	頻回・頻回訪問指導事業委託費の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっている最重要テーマであり、成果向上に向けて効果的な事業となるよう、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	一般被保険者療養給付費 (48-44-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	一般被保険者の療養の給付(現物給付)に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。				
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関				
内容	<p>1 療養の給付内訳</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療</p> <p>(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>* なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。</p> <p>2 療養の給付の制度</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割)</p> <p>2 昭和40年 1月 家族7割給付実施</p> <p>3 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止</p> <p>4 平成 9年 9月 一部負担金(外来薬剤)改正</p> <p>5 平成14年10月 一部負担金改正</p> <p>6 平成18年10月 一部負担金改正(70歳未満課税と上位所得者) 自己負担割合改正(70歳以上一定以上所得者)</p> <p>7 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割負担 2割負担、限度額改正 但し20年度については凍結)</p>				
必要性	国民健康保険法は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものである。療養の給付は、被保険者の疾病、負傷に関し、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等の現物給付を行うもので、国保の給付における根幹をなすものである。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	上記「療養の給付の制度」参照				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	7,601,884	9,071,878	9,946,820	10,470,602	11,109,772	10,527,803	12,770,971	
決算額(20年度は見込み)	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,466,668	10,525,018	10,412,129	12,770,971	
人件費				10,343	10,248	10,248		
[事務分担当量(%)]				120%	120%	120%		
合計(+)	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,477,011	10,535,266	10,422,377	12,770,971	
国(特定財源)	3,323,093	3,827,628	4,380,969	3,726,992	4,023,212	3,927,788	3,934,957	
都(特定財源)	118,547	113,651	53,496	543,115	775,639	731,573	729,140	
その他(特定財源)	4,159,927	5,128,414	5,116,337	6,206,904	5,736,415	5,763,016	8,106,874	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	1人当りの療養諸費	205,768円	205,108円	211,552円	216,492円	232,968円	224,973円	
	23区順位	1位	1位	1位	1位	1位	順位不明	
	件数	660,838件	619,410件	715,119件	757,474件	799,462件	799,057件	



事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	10,525,018	一般被保険者療養給付費	10,412,129	一般被保険者療養給付費	12,770,971

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	1人当りの療養諸費	232,968円	233,449円	233,389円	248,724円	178,000円	
	件数	799,462件	816,930件	799,057件	—	—	

(問題点・課題)	<p>平成18年10月から、70歳未満一般の自己負担限度額が72,300円から80,100円に4回目以降40,200円が44,400円。上位所得者の139,800円が150,000円。4回目以降77,700円が83,400円。70歳以上一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に変更となった。平成20年度からは、70歳以上(70歳から74歳)高齢者の負担割合が現行1割から2割(20年度は凍結)。また、自己限度額のさらなる見直しも予定されている。こうした制度改革に対して、国保システムの適正な変更や被保険者への制度周知等が今後求められる。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般療養給付費は増加の傾向があり、引き続き医療費適正化を積極的に進める必要がある。	療養給付費が減少する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

(議会質問状況)	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	退職被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	退職被保険者療養給付費 (48-48-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 59 年度	根拠法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例		
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	退職者医療制度対象者の療養の給付(現物給付)に要する費用を支出。退職者医療制度とは、高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することとなるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するため、設けられた制度である。 なお、療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。				
対象者等	退職被保険者等及び保険医療機関 退職被保険者等資格要件 (1) 国民健康保険加入者 (2) 老人保健法の適用を受けていない者 (3) 被用者年金の老齢(退職)年金を受けているもの、又は通算老齢(退職)年金を受けている者で、被用者年金のみの加入期間が20年以上か40歳以後の加入期間が10年以上である者				
内容	<p>1 療養の給付内訳</p> <p>(1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>* なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。</p> <p>2 療養の給付の制度</p>				
経過	<p>1 昭和59年10月 退職者医療制度発足</p> <p>2 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止</p> <p>3 平成 9年 9月 一部負担金(外来薬剤)改定</p> <p>4 平成10年 7月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入</p> <p>5 平成14年10月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入</p> <p>6 平成15年 4月 一部負担金改正</p> <p>7 平成20年3月退職者医療制度廃止(26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり)</p>				
必要性	退職者医療制度は、昭和59年に 高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものとし 被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため創設されたものである。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員 ) 上記「療養の給付の制度」参照 * なお、社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	1,447,167	1,609,483	1,847,797	2,047,730	2,480,361	2,698,955	873,419	
決算額(20年度は見込み)	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,047,696	2,152,596	2,684,474	873,419	
人件費				5,171	5,124	5,124		
[事務分担量(%)]				60%	60%	60%		
合計(+)	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,052,867	2,157,720	2,689,598	873,419	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	1,342,746	1,831,417	1,820,297	2,190,830	2,214,743	2,684,474	873,419	
一般財源	34,364	223,519	55,953	137,963	57,023	5,124	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	1人当り療養諸費	381,783円	446,311円	452,898円	484,838円	473,245円	509,797円	
	23区順位	1位	1位	1位	1位	1位	順位不明	
	療養諸費件数	100,927件	115,855件	126,075件	138,590件	149,499件	176,889件	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	2,152,596	退職被保険者療養給付費	2,684,474	退職被保険者療養給付費	873,419

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	1人当り療養諸費	484,838円	473,245円	522,848円	—	—	
	件数	138,590件	149,499件	176,889件	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度自体は26年度に廃止されるものの、マッサージの医師からの意見書再提出(医療費適正化)、保険料への充当(収納率の向上)等、多彩な展開と工夫が期待される分野である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	一般被保険者療養費 (48-52-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	一般被保険者が、現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。				
対象者等	一般被保険者及び医療機関				
内容	療養の給付をうけることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めるとき。				
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施				
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う(現物給付)原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、施術内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	256,431	308,691	348,310	358,873	363,529	390,512	460,665	
決算額(20年度は見込み)	256,430	305,240	341,465	355,926	363,505	390,419	460,665	
人件費				4,401	3,416	3,416		
【事務分担量(%)】				80%	40%	40%		
合計(+)	256,430	305,240	341,465	360,327	366,921	393,835	460,665	
国(特定財源)	0	0	150,905	126,738	138,931	147,279	141,939	
都(特定財源)	0	0	0	16,827	25,655	26,584	25,462	
その他(特定財源)	256,430	305,240	190,560	216,762	202,335	219,972	293,264	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	件数	23,949件	28,871件	30,784件	33,364件	35,990件	37,825件	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	363,505	一般被保険者療養費	390,419	一般被保険者療養費	460,665

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	給付件数	33,364件	35,990件	37,825件	—	—	
	療養費から保険料充当の促進	38件	60件	34件	—	—	
	鍼灸マッサージの意見書再提出	意見書再提出依頼件数44件	意見書再提出依頼件数11件	意見書再提出依頼件数23件	—	—	

(問題点・課題分析)	<p>給付件数は、柔道整復所の開設増や海外旅行者増加等により、年々増加傾向にある。鍼灸・マッサージの医師からの意見書の再提出については、平成17年度から実施をしているが更に点検を強化し、医療費適正化を図る必要がある。</p> <p>また、療養費の給付(柔整は除く)は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会であり、この機会をとらえて保険料への充当を図っていく。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
鍼灸マッサージの意見書再提出	意見書の再提出を求めることにより、長期にわたる鍼灸・マッサージの利用の抑制を図る。
療養費の支給は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会であり、保険料滞納者には、充当を働きかける。	収納率の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	法定事業内容であり、現状のまま継続するが医療費適正化への取り組みに伴い総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

(議会要旨)	
--------	--



事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	退職被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	退職被保険者療養費 (48-56-50-01)					
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	一般被保険者療養費と同じく、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。					
対象者等	退職被保険者等及び医療機関					
内容	療養の給付をうけることができる場合についても、一般被保険者療養費と同じく次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めるとき。					
経過	1 昭和59年10月 退職者医療制度発足					
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う(現物給付)原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。					
実施方法	(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	44,666	49,326	54,596	61,951	67,555	69,747	15,839	
決算額(20年度は見込み)	42,800	48,527	54,104	61,950	64,686	69,562	15,839	
人件費				2,200	1,708	1,708		
【事務分担量(%)】				40%	20%	20%		
合計(+)	42,800	48,527	54,104	64,150	66,394	71,270	15,839	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	42,800	48,527	54,104	64,150	66,394	71,270	15,839	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
件数	2,911件	3,509件	3,908件	4,515件	4,967件	5,842件		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養費	64,686	退職被保険者療養費	69,562	退職被保険者療養費	15,839

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	件数	4,515件	4,967件	5,842件	—	—	

(問題点・課題)	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	診療報酬の審査および支払	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	診療報酬の審査および支払 (48-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 ( 20年度 19年度 )	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会との委託契約、覚書及び協定書		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	各保険者(23区)の診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、診療報酬の審査の統一を図り、支払の円滑を期する。				
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会				
内容	東京都国民健康保険団体連合会に対し、次の経費を支出する。 (1) 審査手数料 審査手数料 療養費審査手数料 (2) 診療報酬支払手数料 (3) 共同電算処理手数料 入力処理費 テープ作成料 (4) レセプト電算処理負担分				
経過	1 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2 平成 4年 4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始				
必要性	各保険者(23区)診療報酬の審査および支払を円滑に実施するために必要な制度である。				
実施方法	(1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 1 実施方法 年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。 2 委託内容(平成19年度実績) (1) 委託業務 上記内容参照 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 57,149,000円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	45,341	50,142	52,497	53,138	54,595	57,285	60,115	
決算額(20年度は見込み)	45,279	47,025	49,835	53,138	54,595	57,149	60,115	
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担量(%)】				20%	20%	20%		
合計(+)	45,279	47,025	49,835	54,862	56,303	58,857	60,115	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	45,279	47,025	49,835	54,862	56,303	58,857	60,115	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	審査手数料件数	920,870件	920,871件	920,868件	979,185件	1,008,983件	1,056,641件	
	支払手数料件数	877,506件	877,507件	877,504件	942,054件	964,509件	1,011,298件	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	54,595	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	57,149	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	60,115

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	審査手数料件数	979,185件	1,008,983件	1,056,641件	—	—	
標							

問題点・課題	各保険者(23区)では、診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託しており、審査手数料等診療報酬の審査の統一を図っている。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
20年10月から導入の画像レセプト情報管理システムの安定化 画像レセプトとは、連合会において紙レセプトを画像化し、画像レセプトを原本として保険者に提供するもの。	レセプトの抽出が機械的に短時間で行うことができるほか、膨大なレセプト保管場所が必要となくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国保運営上の必須事業であるので、現状を継続する。

議会質問状況(要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功																																																									
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382																																																									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	一般高額療養費 (48-64-50-01) 退職高額療養費 (48-68-50-01)																																																													
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業																																																										
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	国民健康保険法																																																										
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例																																																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																																									
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																																																												
	政策	生涯健康で生き生きと生活するまちの実現[01]																																																												
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																																																												
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。																																																													
対象者等	被保険者																																																													
内容	1 同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたときに、その超えた分を支給する。																																																													
	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">70歳未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民税課税世帯</td> <td>上位所得者 (総所得金額等が600万円以上の者)</td> <td colspan="4">150,000円 + (医療費総額 - 500,000) × 1%</td> </tr> <tr> <td>上位所得者以外(一般)</td> <td colspan="4">80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%</td> </tr> <tr> <td>低所得者 住民税非課税世帯</td> <td>世帯全員が区民税非課税</td> <td colspan="4">35,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">70歳以上</td> </tr> <tr> <td>世帯区分</td> <td></td> <td>外来(個人単位)</td> <td colspan="3">外来 + 入院(世帯単位)</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td></td> <td>44,400円</td> <td colspan="3">80,100円(医療費総額 - 267,000円) × 1% 4回目 ~ 44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>12,000円</td> <td colspan="3">44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者(非課税)</td> <td>世帯全員が非課税世帯</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td colspan="3">24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者(非課税)</td> <td>世帯全員の所得が一定以下</td> <td colspan="3">15,000円</td> </tr> </table>					70歳未満						住民税課税世帯	上位所得者 (総所得金額等が600万円以上の者)	150,000円 + (医療費総額 - 500,000) × 1%				上位所得者以外(一般)	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%				低所得者 住民税非課税世帯	世帯全員が区民税非課税	35,400円				70歳以上						世帯区分		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)			一定以上所得者		44,400円	80,100円(医療費総額 - 267,000円) × 1% 4回目 ~ 44,400円			一般		12,000円	44,400円			低所得者(非課税)	世帯全員が非課税世帯	8,000円	24,600円			低所得者(非課税)	世帯全員の所得が一定以下	15,000円	
70歳未満																																																														
住民税課税世帯	上位所得者 (総所得金額等が600万円以上の者)	150,000円 + (医療費総額 - 500,000) × 1%																																																												
	上位所得者以外(一般)	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%																																																												
低所得者 住民税非課税世帯	世帯全員が区民税非課税	35,400円																																																												
70歳以上																																																														
世帯区分		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)																																																											
一定以上所得者		44,400円	80,100円(医療費総額 - 267,000円) × 1% 4回目 ~ 44,400円																																																											
一般		12,000円	44,400円																																																											
低所得者(非課税)	世帯全員が非課税世帯	8,000円	24,600円																																																											
低所得者(非課税)	世帯全員の所得が一定以下		15,000円																																																											
2 厚生労働大臣の指定した特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人口透析が必要な慢性腎不全)の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。																																																														
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設(30,000円以上) 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施(30,000円以上) 3 昭和51年8月 ~ 平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入																																																													
必要性	入院等の医療費は、医療の高度化等により、著しく高額となる場合がすくなくない、その負担が家計に与える影響は多大なものとなる場合がある。高額療養費は、このような場合においても、国保が医療保険として十分に対応できるようにするため制度であり、必要性は高い。																																																													
実施方法	(1直営 2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																																													
	1 医療機関からのレセプトが診療月から2月~3月遅れて届き、該当世帯を確認し電算処理後申請書を発送する。 2 手続きに必要なものは次のとおりである。 支給申請書・領収書・銀行口座番号(世帯主)																																																													

予算・決算額等の推移		(単位:千円)						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	予算額	1,011,299	1,092,149	1,115,482	1,203,847	1,214,524	1,333,579	1,209,437
	決算額(20年度は見込み)	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,203,330	1,186,095	1,266,136	1,209,437
	人件費				8,619	8,540	8,540	
	[事務分担当量(%)]				100%	100%	100%	
	合計(+)	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,211,949	1,194,635	1,274,676	1,209,437
	国(特定財源)	0	0	417,032	365,454	392,232	401,344	332,145
	都(特定財源)	0	0	10,762	58,339	79,799	77,641	59,583
	その他(特定財源)	1,005,639	1,091,791	674,373	788,156	722,604	795,691	817,709
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	一般件数	9,606件	9,920件	11,694件	12,334件	13,742件	15,040件	
	退職件数	1,158件	1,705件	2,064件	2,693件	2,929件	3,876件	



事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,186,095	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,266,136	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,209,437

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	支給件数	15,027件	16,671件	18,916件	—	—	
	高額療養費の保険料充当へのより強化	196件	243件	183件	—	—	充当件数

(問題点・課題)	<p>平成18年10月の国の医療制度改革により、70歳未満で一般と所得上位者と70歳以上で一般と一定以上所得者の自己負担限度額が変更となった。この改正により高額療養費の計算も複雑になり、国保システムの対応が重要となっている。</p> <p>また、平成20年4月1日より高額介護合算制度も導入され(支給は20年4月～21年7月分までを合算して計算、以降8月から翌年7月分をまとめて計算する)たことにより更なる国保システムへの対応、介護保険課との連携、被保険者への周知が課題となってくる。</p> <p>また、高額療養費を保険料充当するなど医療介護保険料係との連携を強化し保険料収納を向上に努める。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>高額介護合算制度による高額療養費支給への対応</p> <p>・システムの構築(国保連合会への委託と国保システムの変更等双方をコストや被保険者の利益等より検討する。)</p> <p>・対象者への周知方法を介護保険課とともに検討する。</p>	<p>高額介護合算制度による高額療養費の請求漏れを少なくさせ、スムーズに支給できることにより受給者の利便性が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	給付件数も増加しニーズは高いが、法定事業内容である。

(要旨)	議会議決状況
------	--------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	移送費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)		一般被保険者移送費 (48-72-50-01) 退職被保険者移送費 (48-76-50-01)			
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者が病気やケガで移動が困難なため、病院を転院した際に立て替えた費用を保険者が被保険者に給付する制度。				
対象者等	被保険者				
内容	<p>1 被保険者が疾病、負傷のため入院治療を必要としたとき、又は転院せざるをえな時に、その病院まで歩行が著しく困難な場合、移送費として現金により支給する。</p> <p>2 平成6年10月施行の国民健康保険改正により、従来、療養費の支給として行われてきた移送費を、新たに現金給付と位置付け、移送に際し現に要した費用を限度として支給するものである。</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足時に療養費の支給として開始</p> <p>2 平成 6年10月 新たに現金給付として改正</p>				
必要性	国民健康保険法第54条の4に基づき、入院・転院に要する費用を支給するもの。				
実施方法	<p>(1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 移送費支給申請書・医師の意見書・領収書・銀行口座番号</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	123	80	80	80	106	80	80	
決算額(20年度は見込み)	122	15	21	0	96	13	80	
人件費				862	854	854		
[事務分担当量(%)]				10%	10%	10%		
合計(+)	122	15	21	862	950	867	80	
国(特定財源)	0	0	6	0	36	5	22	
都(特定財源)	0	0	1	0	7	1	4	
その他(特定財源)	122	15	14	862	907	861	54	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
一般件数	2件	1件	1件	0件	1件	1件		
退職件数	0件	0件	0件	0件	1件	0件		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	96	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	13	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	80

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	支給件数	0件	1件	1件	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>件数は少ないが、支給については国民健康保険法に規定されている。                  移送費の支給要件は、                  移送は、患者を診察した医師の指示に基づいて行われたものであり、かつ、原則として保険医療機関又は特定承認保険医療機関に収容することを目的となされたもの。                  症状が、通常の交通機関(バス、電車、汽車)により、医療機関に赴くことが不可とする場合。                  移送に関する医師の指示、移送に利用される交通手段等について客観的にその妥当性が認められることされており、この要件を満たすケースは少ない。                  また、移送費の申請には、支給申請書と移送を必要とする意見書を添付することになっている。区では、この意見書を国保連合会に送付し、支給が妥当かどうか判定を受け、妥当と判定された場合、移送費を支給している。このため、申請しても必ずしも支給されるものではない。こうした制度も支給件数が少ないことの要因となっている。</p>
	<p>他区の実況 ( 実施 22 区 未実施 区 )</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>該当するケースは少ないが、法に規定されており、申請があれば、引き続き国保連合会に意見書を送付していく。</p>	<p>妥当と判定を受けるケースがあれば、利用者の利便性は向上する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	<p>法定事業であるが、実績が極端に低く、必要性・効果又は手続のあり方等について、国において再検討すべきと考える。</p>

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	出産育児一時金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	出産育児一時金 (48-80-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 ( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 34 年度	根拠法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生き生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。				
対象者等	被保険者				
内容	<p>1 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。</p> <p>2 支給金額350,000円(平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円)</p> <p>3 妊娠4ヵ月(85日)以上であれば、死産・流産を問わず支給する。</p> <p>4 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。</p> <p>5 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始(内容については、事務事業概要「出産費資金貸付事業」参照)</p> <p>6 平成19年4月より、出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。</p> <p>7 平成21年1月の分娩から出産育児一時金について、支給額の引き上げが予定されている。35万円 38万円</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施</p> <p>2 昭和43年 4月 育児手当金創設</p> <p>3 平成 6年10月 出産育児一時金の創設</p> <p>4 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始</p>				
必要性	出産時の経済的負担の軽減のほか、少子化対策の上からも必要性は高い。				
実施方法	<p>(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 母子手帳(死産、流産の場合は診断書)・印鑑・保険証・銀行口座番号(世帯主)</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額		150,500	150,850	148,400	144,900	149,100	125,300	127,400
決算額(20年度は見込み)		138,600	150,850	148,400	127,050	149,100	125,300	127,400
人件費					2,586	2,562	2,562	
【事務分担量(%)】					30%	30%	30%	
合計(+)		138,600	150,850	148,400	129,636	151,662	127,862	127,400
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		138,600	150,850	148,400	129,636	151,662	127,862	127,400
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	件数	396件	431件	424件	363件	426件	358件	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	149,100	出産育児一時金	125,300	出産育児一時金	127,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	支給件数	363件	426件	358件	—	—	
	保険料充当へのより強化	33件	35件	43件	—	—	充当件数

(問題点・課題)	<p>産科医療保障制度の創設に伴い、分娩機関が支払う損害保険料が分娩費用に跳ね返ることから、制度発足と同時に医療保険制度の出産育児一時金も引き上げられる予定である。それに伴い、システムの変更や受給者への周知等検討する必要がある。また、保険料への充当も増加しているが、さらに医療介護保険料係と連携を強化し収納率向上に努めていく。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受取人代理制度を含め積極的にPRを図る。	対象者の利便性の向上と広く区民に対して、子育て支援の安心と希望を持ってもらえることにもなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	法定事業内容であり、ニーズも高い。また、保険料への充当等収納率向上にも寄与している。

(議会質問状況)	
----------	--



事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	伊藤 由美子	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)		葬祭費 (48-84-50-01)					
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	34年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者						
内容	<p>1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりないとされている。</p> <p>2 支給金額70,000円(平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円)</p> <p>3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。</p>						
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施</p> <p>2 昭和39年 4月 ~ 支給金額9回の改定(2,500円 70,000円) 平成10年 4月</p>						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高いと考える。						
実施方法	<p>(1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>葬祭を行った者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 葬儀の領収書又は会葬礼状等・印鑑・保険証・葬祭を行った者の銀行口座番号</p>						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額		78,400	79,380	83,650	85,610	88,760	88,270	30,660
決算額(20年度は見込み)		78,400	79,380	83,300	84,350	82,110	88,270	30,660
人件費					1,724	1,708	1,708	
【事務分担量(%)】					20%	20%	20%	
合計(+)		78,400	79,380	83,300	86,074	83,818	89,978	30,660
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		78,400	79,380	83,300	86,074	83,818	89,978	30,660
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	件数	1,120件	1,134件	1,190件	1,205件	1,173件	1,261件	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	葬祭費	82,110	葬祭費	88,270	葬祭費	30,660

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	給付件数	1,205件	1,173件	1,261件	—	—	
	保険料充当へのより強化	31件	31件	37件	—	—	充当件数
	対象者への受給率	97.3%	92.9%	90.5%	—	—	

問題点・課題	<p>葬祭費の支給については、90%を超える給付実績があり、制度としては被保険者に定着している。</p> <p>平成17年度 死亡による資格喪失件数1,238件 支給件数1,205件</p> <p>平成18年度 " 1,262件 " 1,173件</p> <p>平成19年度 " 1,393件 " 1,261件</p> <p>葬祭費の支給の際は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえてこれまでも保険料充当に努めていた。平成18年6月からの国保新システムでは、葬祭費の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、今まで以上に医療介護保険料係と連携を強化し保険料収納率向上に努める。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容
	新システムの特徴を生かし、充当事務の充実を図る
	改善により期待する効果
	保険料収納率が向上する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法定事業であり、受給率も高い。

議会質問状況(要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	結核・精神医療給付金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	伊藤 由美子	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	結核・精神医療給付金 (48-88-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 7 年度	根拠	荒川区国民健康保険条例		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担の額に相当する額を支給する。 なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。				
対象者等	被保険者				
内容	1 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付(一般医療) (2) 結核予防法第35条による医療給付(命令入所)				
	2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付(措置入院) (2) 自立支援医療制度(精神通院)(平成18年4月1日から) * なお、食事療養費関するものは除く				
	3 制度概要(15年4月から)				
	(1) 結核の命令入所・精神の措置入所 所得税150万円以下の場合				
	所得税150万円を超える場合				
	保険給付(70%)	公費(30%)			
	保険給付(70%)	公費	自己負担(20,000円限度)		
	(2) 結核の一般医療(通院)		保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)
	(3) 自立支援医療制度通院医療(18年4月より)		保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)
	この自己負担分のうち補助対象を住民税非課税者に限定(患者票は障害者福祉課)				
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正(5% 10%)				
必要性	国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。				
実施方法	(1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。(平成15年4月から)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	15,349	11,990	13,124	13,681	11,848	12,544	10,765	
決算額(20年度は見込み)	14,593	11,351	12,027	12,240	11,592	11,265	10,765	
人件費				862	854	854		
[事務分担当(%)]				10%	10%	10%		
合計(+)	14,593	11,351	12,027	13,102	12,446	12,119	10,765	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	14,805	11,565	11,999	11,999	11,782	11,207	10,765	
その他(特定財源)	212	214	28	1,103	664	912	0	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
件数	15,548件	11,083件	11,523件	11,736件	9,870件	9,415件		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	11,592	結核・精神医療給付金	11,265	結核・精神医療給付金	10,765

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	精神保健法から自立支援法への改正件なう受給者証の発行	—	485件	663件	—	—	受給者証発行件数
	給付件数	11,736件	9,870件	9,415件	—	—	

(問題点・課題分析)	<p>18年4月からの自立支援法の実施にともない、自立支援法の対象者のうち、国保加入者で非課税世帯の被保険者に対して、自立受給者証の発行実施。障害者福祉課と連携し、対象者にもれがないよう対応を行った。 受給者証の発行について、社保や後期高齢者医療制度該当者と同じく、窓口の一本化を国保課長会より都に要望をしている。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・自立受給者証の交付窓口が一本化できるよう引き続き特別区国保課長会より東京都へ要望してもらう	対象者へのサービス向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定されている事業内容であり、現状のまま継続していく。

(議会質問状況)	平成13年3月 一定一般質問 「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
----------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	老人保健法による医療制度および老人医療費助成制度の医療費等助成事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	医療費等助成事業費 (16-30-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 44 年度	根拠	老人保健法(老・昭和58年2月施行)		
終期設定	有 無 年度	法令等	老人の医療費の助成に関する条例(福・昭和44年12月施行)		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	老人保健法による医療制度(老) - 老人保健法第1条。老後における健康の保持と適切な医療を確保し、区民の保健の向上及び老人福祉の増進を図る。なお、老人保健法は平成20年4月より後期高齢者医療制度へ移行。 老人医療費助成制度(福) - 平成12年3月都条例改正により、平成19年6月に(福)制度は終了。				
対象者等	(老) - 昭和7年9月30日以前に生まれた医療保険加入者(17,549人 平成20年2月末現在)及び65歳以上の障害認定を受けた医療保険加入者(405人 同日現在) (福) - 昭和12年6月30日までに生まれた69歳までの医療保険加入者(社保の被保険者は除く)で区内に住所を有し、かつ一定の所得制限以内の者。平成19年6月に制度終了。	受益者負担	<一部負担金>(平成18年10月より) (外来)1割負担、現役並所得者3割負担 限度額(一定以上所得者 44,400円・一般 12,000円・低所得者 8,000円) (入院)1割負担、現役並所得者3割負担 上限(一定以上所得者 80,100円+(実際にかかった医療費 - 267,000円) × 1%・一般 44,400円・低所得者 24,600円・15,000円) (高額医療費) 外来の限度額を超えた額及び世帯の限度額を超えた額及び世帯の限度額を超えた額(世帯の限度額は、入院の上限と同額) (入院時食事療養費標準負担額) 現役並所得者及び一般 260円/1食・低所得者 210円/1食(90日超160円・1食)・低所得者 100円/1食		
内容	(老)医療費の概略 (現物給付) 現金給付しくみは[医療費の支給(現金給付)]を参照  (福)医療費の概略 都外医療機関の場合 現金給付 都内の契約医療機関の場合 現物給付  <助成額> 医療費 助成額 医療保険給付 (福)一部負担金(老健法に準じる)				
経過	・昭和44年12月 都「老人の医療費の助成に関する条例」施行 70歳以上の老齢年金受給者を対象として医療費の自己負担額の助成を開始。 ・昭和46年11月 都 65歳以上の寝たきりの高齢者にも適用 ・昭和48年 1月 国 70歳以上の老齢年金受給者と同等の所得を有する者に、老人医療費支給制度の開始。 ・昭和48年 7月 都 対象年齢を65歳以上の引下げ医療費助成制度を拡充する。 ・昭和48年10月 国 寝たきり老人について65歳から適用 ・昭和57年 2月 老人保健法が、一部負担金(定額)を導入し施行。都の医療費助成制度も一部負担金を導入、以降法の改定に伴い、同様の改定がある。 ・平成20年4月 後期高齢者医療制度へ移行				
必要性	老人保健法による医療費および老人医療費助成制度の医療費支給等に必要な事務経費。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 老・福 資格申請受付及び証の発行、現金支給分の医療費助成支給申請の受付及び支給 - 常勤2人 非常勤 1人 レセプト点検事務 - 常勤2人 委託 (老)の受給者証 				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	126,891	84,416	43,112	41,795	41,704	42,285	15,017	
決算額(20年度は見込み)	112,114	74,131	39,622	37,515	37,415	39,145	15,017	
人件費				14,221	13,577	12,321		
[事務分担当量(%)]				165%	195%	180%		
合計(+)	112,114	74,131	39,622	51,736	50,992	51,466	15,017	
国(特定財源)	6,409	6,409	7,531	9,053	9,993	8,080	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	105,705	67,722	32,091	42,683	40,999	43,386	15,017	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,216	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,598	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	0
共済費	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,146	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,218	国保年金課事務嘱託員社会保険料	0	
特別旅費	国保年金課事務嘱託員旅費	2	国保年金課事務嘱託員旅費	1	国保年金課事務嘱託員旅費	0	
一般需用費	レセプト収納ケース購入 外	1,461	レセプト収納ケース購入 外	1,169	レセプト収納ケース購入 外	557	
役務費	④調査ハガキ及び医療証の郵送	3,147	④調査ハガキ及び医療証等の郵送	3,533	郵送代金	906	
	受給者医療費通知の郵送	2,348	医療費請求入力事務	3,544	医療費請求入力事務	6,713	
委託料	共同電算処理事業費	17,763	共同電算処理事業費	17,428	共同電算処理事業費	6,661	
	重複頻回受診者訪問指導事業費	1,332	重複頻回受診者訪問指導事業費	1,654	診療報酬明細書内容点検等業務委託	720	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	(老)受給者数	20,278人	19,089人	17,954人			20年4月から後期高齢者医療制度へ移行
	(福)受給者数	3,300人	1,383人	103人			19年6月制度終了時点の件数。残務については、都で行う。
	(福)医療費支給件数	1,573件	728件				

(問題点・課題 指標分析)	老人保険制度の受給者が市町村に対して、医療費の支給を求める権利 - 2年 保険医療機関等が市町村に対して、診療報酬請求権 - 3年 支給申請および請求遅れについてへの対応。
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支給申請されていない、医療費の支給について、速やかな申請方法の確立と周知を行う。	未支給分を支給することで、受給者の権利を守ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	必須の業務内容に係る事務費であり、現状のまま継続する。

議会質問状況(要旨)	平成10年一定一般質問 「福」制度の現行維持を都に働きかけることについて
------------	--------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	老人医療特別会計への繰出金	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	老人保健医療特別会計繰出金（19-72-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成 58 年度	<b>根拠法令等</b>	老人保健法		
<b>終期設定</b>	有 無 年度	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準				
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	老人医療給付費の公費負担のうち、区負担分及び老健会計の歳入不足分について老健会計へ繰出す。				
<b>対象者等</b>	区				
<b>内容</b>	<p>1 老人医療給付費の区負担金（負担割合は〔医療の給付（現物給付）〕を参照）を四半期ごとに積算し、老人保健医療特別会計の一般会計繰出金に振替支出する。</p> <p>2 また、老人保健医療特別会計において、歳入不足が生じることが見込まれる場合は、第4四半期の繰出金に不足額も含め、区負担金として支出する。</p>				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	老人保健制度において、受給者の自己負担分以外は保険者からの拠出金と公費負担により賄うこととなっている。また、老人保健医療特別会計で歳入不足が生じた場合、区負担金において支出する必要があるため。				
<b>実施方法</b>	<p style="text-align: center;">（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[一般会計] -- "繰出金支出(振替支出)" --&gt; B[老人保健特別会計&lt;br/&gt;(一般会計繰出金)]     B -- "次年度、超過繰入額を精算" --&gt; A             </pre> </div> <p>（一般会計では） 四半期ごとに、区負担金を算定し、振替支出する。 老健会計において、歳入不足が生じた場合は、第4四半期の区負担金に加えて、支出する。</p> <p>（老健特別会計では） 四半期ごとに繰出される区負担金を受入れ超過して繰入れた場合、次年度に精算する（〔一般会計繰出金〕を参照）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	1,444,581	1,278,758	1,249,637	1,374,505	1,420,433	1,529,546	389,322	
決算額（20年度は見込み）	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,172,850	1,529,543	389,322	
人件費				862	427	427		
【事務分担量（%）】				10%	5%	5%		
合計（+）	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,173,277	1,529,970	389,322	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,173,277	1,529,970	389,322	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	繰出額	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,172,850	1,529,543	389,322

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	繰出金	17年度区負担金及び老健会計歳入不足額	1,172,850	18年度区負担金及び老健会計歳入不足額	1,529,543	19年度区負担金及び老健会計歳入不足額	389,322

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	老人医療費区負担金負担率	7.28%	8.30%	9.97%	—	—	区負担金 / 医療費支弁額
	老健会計歳入不足額(区負担金超過分)	141,472	141,527	390,994	—	—	単位[千円]

(問題点・課題) 指標分析	<p>老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金分と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。</p> <p>さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めている。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経緯のみを繰入することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

(要旨) 議会質問状況	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	医療の給付（老人保健現物給付）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	療養給付費（50-14-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	老人保健法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防・治療、機能訓練の保健事業を総合的に実施し、もって区民の保健の向上及び老人福祉の増進を図る。				
対象者等	・75歳以上で医療保険加入者（17,549人 平成20年2月末現在） ・65歳以上で、障害認定を受けた医療保険加入者（405人 平成20年2月末現在）				
内容	医療受給者は、老人医療費のうち一部負担金のみを支払い、残りの6/12を保険者からの拠出金・6/12を公費（国4/12、都1/12、区1/12）で負担している。この給付のしくみを「現物給付」とよび、老人保健法による医療は、保健医療機関等において、現物給付として行うことが原則。  18年9月までは、保険者からの交付金が6/12、公費負担が6/12（国184/600、都46/600、区46/600）  <老人医療制度のしくみ> 				
経過	<一部負担金経過> 外来 現役並所得者3割負担 限度額 現役並所得者44,400円 一割負担 限度額 一般12,000円、低所得者 8,000円 入院 現役並所得者3割負担 上限 現役並所得者80,100円 + (実際にかかった医療費 - 267,000円) × 1% 一割負担 一般44,400円 低所得者 24,600円、低所得者 15,000円				
必要性	老人保健事業を効果的に行うため、対象者に身近な区市町村が老健事業の実施主体となっている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 老人医療費（現物給付）にかかる支払基金・国保連合会への支払 - 常勤1人 老人医療費不正請求にかかる還付事務 - 常勤1人 第三者行為による損害賠償請求 - 常勤 1人				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	17,578,880	16,644,464	16,160,699	16,393,718	15,288,856	14,698,087	1,812,877	
決算額(20年度は見込み)	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,789,539	15,122,292	14,698,086	1,812,877	
人件費				862	854	6,405		
【事務分担量(%)】				10%	10%	75%		
合計(+)	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,790,401	15,123,146	14,704,491	1,812,877	
国(特定財源)	3,335,673	3,483,167	3,849,446	4,057,954	4,352,618	4,070,638	526,245	
都(特定財源)	889,025	859,260	1,013,118	1,033,047	1,079,418	1,058,279	131,562	
その他(特定財源)	12,813,727	12,046,018	11,535,483	10,647,602	9,854,444	9,569,432	1,155,070	
一般財源	60,613	118,622	237,350	51,798	163,334	6,142	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	療養給付費(現物分)の件数推移	723,466	708,634	684,023	659,238	628,173	602,915	58,000
	受給者宛医療費通知件数				1,799件	16,272件	28,198件	
	多重・頻回受診者への訪問指導対象数				100人	100人	100人	100人
	医療費通知及び訪問指導の経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上							

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	老人医療費の支払 (現物給付)	15,122,292	老人医療費の支払 (現物給付)	14,698,086	老人医療費の支払 (現物給付)	1,812,877

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受給者一人当たり老人医療 (入院・外来・歯科)	889,887	881,773	894,066	—	770,000	老人医療費(総医療費)/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)
	受給者一人当たり外来医療費	443,808	442,783	496,703	—	388,000	外来の医療費/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)

問題点・課題 (指標点分析)	<p>医療費について、東京都・全国と比較すると受給者一人当たりの医療費が高額だが、なかでも入院外医療費が高額となっている。 (参考)一人当たり医療費(23区):770,607円、一人当たり外来医療費(23区):388,128円 平成14年度実績(過去5年間で最も低い額)</p> <p>平成20年4月から広域連合による「後期高齢者医療制度」が実施される予定。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>( 実施 22 区 未実施 区 )</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>医療費適正化の取り組みを充実する。受給者宛医療費通知について、対象を施術受診者のみから、医科・歯科等受診者も含めて検討し、重複頻回者への訪問指導については、実施方法や実施結果の活用方法等についても再度検討を行う。 (経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上)</p>	<p>医療費の適正化に効果が期待できる。</p>
<p>制度改正に向けた体制の整備(準備委員会との連絡等、情報収集を行い、スムーズな新制度への移行に努める)</p>	<p>新制度への円滑な移行が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法定事業であり、現状を継続するが、今後後期高齢者医療制度へ移行する。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	医療費の支給（老人保健現金給付）	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	療養費の支給（50-28-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成 58年度	<b>根拠法令等</b>	老人保健法		
<b>終期設定</b>	有 無	<b>年度</b>			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	老人保健法による医療は、保険医療機関等において現物給付として行うことが原則であるが、現物給付が困難である場合等は、区市町村長がこれに代えて医療費の支給（現金による給付）を行う。				
<b>対象者等</b>	医療費の支給（現金給付）の発生原因 1 医療を行うことが困難であると認められるとき （例）・保険医等による指示で柔道整復師等の手当を受けた場合、或いは保険医等の同意を得て、あんま・マッサージ、はりきゅうを受けた場合 ・治療用装具 2 保険医療機関に受診し、やむを得ない理由によりその費用を医療機関に払った場合が必要であると認めるとき （例）・旅行中で、健康手帳（受給者証）を所持していなかった場合 3 高額医療費				
<b>内容</b>	・医療費支給申請書 ・添付書類（領収書、医師の同意書、健康手帳（受給者証）、被保険者証等） <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre>                     graph TD                         A(受給者) -- 申請 --&gt; B(区長)                         B -- 支給(口座振) --&gt; C(医療費支給決定)                         D[審査等(東京都国民健康保険団体連合会へ委託)] -.-&gt; B                     </pre> </div>				
<b>経過</b>	<一部負担金経過> 外来 14年10月 1割負担、一定以上所得者2割負担 限度額(一定以上所得者40,200円、一般12,000円、低所得者 8,000円) 18年10月 1割負担、現役並所得者3割負担 限度額(現役並所得者44,400円、一般12,000円、低所得者 8,000円) 入院 (世帯単位) 14年10月 1割負担、一定以上所得者2割負担 上限(一定以上所得者72,300円 + (実際にかかった医療費 - 361,500円) × 1%、一般40,200円 低所得者 24,600円、低所得者 15,000円) 18年10月 1割負担、現役並所得者3割負担 上限(現役並所得者80,100円 + (実際にかかった医療費 - 267,000円) × 1%、一般44,400円 低所得者 24,600円、低所得者 15,000円)				
<b>必要性</b>	対象者等の欄に記載のとおり、現金給付により医療費の支給を行う必要がある。				
<b>実施方法</b>	(1直営 2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 医療費支給申請書受付事務 - 常勤2人・非常勤1人 施術師等への医療費（現金）支給決定事務 - 常勤1人 医療費請求入力業務の委託 - 派遣職員1人				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	528,031	610,059	733,546	799,941	748,763	664,715	348,040	
決算額(20年度は見込み)	523,606	681,787	714,341	687,339	647,537	664,621	348,040	
人件費				13,790	9,821	10,736		
【事務分担当(%)】				160%	115%	140%		
合計(+)	523,606	681,787	714,341	701,129	657,358	675,357	348,040	
国(特定財源)	110,563	162,114	165,441	176,648	186,379	184,067	101,048	
都(特定財源)	27,641	40,528	41,360	44,970	46,221	47,853	25,262	
その他(特定財源)	385,402	479,145	507,540	463,504	421,967	432,712	221,730	
一般財源	0	0	0	16,007	2,791	10,725	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	医療費(現金分)の支給件数	26,648件	48,734件	50,364件	51,469件	50,829件	53,640件	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		負担金補助及び交付金	老人医療費の支給 (現金支給)	647,537	老人医療費の支給 (現金支給)	664,621	老人医療費の支給 (現金支給)

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	受給者一人当たり医療費支給額	33,896	33,922	36,923	—	33,300	医療費の支給額/受給者数(単位:円) (目標値:16年度と同数値)

(問題点・課題)	<p>高額医療費の支払までの期間短縮(17年度のシステム変更により事務の軽減を図ったが、受給者への支払期間は4ヶ月程度と変更前と同じ)</p> <p>医療費等の支給方法(医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外への金融機関への振込みについては手間と経費がかかる)</p>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続していく。

(要旨)	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	診療報酬の審査及び支払（老人保健）	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功																														
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391																														
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	診療報酬の審査および支払（50-42-50-01）																																		
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
<b>開始年度</b>	昭和 平成	58 年度	<b>根拠法令等</b>	老人保健法																															
<b>終期設定</b>	有 無		年度																																
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画																														
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]																																	
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]																																	
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																																	
<b>目的</b>	保険医療機関よりレセプトによる医療費の請求があった場合、各審査機関にその審査及び支払いを委託することにより、老人医療費の適正かつ迅速な支払いを確保する。																																		
<b>対象者等</b>	・国民健康保険団体連合会（国民健康保険加入者および国民健康保険組合加入者分を委託） ・社会保険診療報酬支払基金（社会保険加入者分を委託）																																		
<b>内容</b>	<pre>                 graph LR                 A[保険医療機関等] -- "レセプト送付" --&gt; B[国保連 支払基金]                 B -- "審査後送付" --&gt; C[区]                 C -- "区からの再審査結果を送付" --&gt; B                 C -- "区からの再審査結果を送付" --&gt; A             </pre>																																		
<b>経過</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価(円)</th> <th rowspan="2">年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払基金</td> <td>医科・歯科等</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調剤審査分</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調剤審査分以外の調剤分</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> </tr> <tr> <td>国保連</td> <td>現物分</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> </tr> </tbody> </table>					単価(円)	年度	16	17	18	19	支払基金	医科・歯科等	114.20	114.20	114.20	114.20		調剤審査分	114.20	114.20	114.20	114.20		調剤審査分以外の調剤分	57.20	57.20	57.20	57.20	国保連	現物分	111.60	111.60	111.60	111.60
単価(円)	年度	16	17	18	19																														
		支払基金	医科・歯科等	114.20	114.20	114.20	114.20																												
	調剤審査分	114.20	114.20	114.20	114.20																														
	調剤審査分以外の調剤分	57.20	57.20	57.20	57.20																														
国保連	現物分	111.60	111.60	111.60	111.60																														
<b>必要性</b>	迅速な支払および医療費の適正な支出を確保するため、審査支払機関への委託を行う。																																		
<b>実施方法</b>	（3委託） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <委託先> ・国民健康保険団体連合会委託 - 現物分（医科・歯科）542,042件 60,491,883円（18年度実績） ・社会保険診療報酬支払基金 - 医科・歯科分 54,464件 1,641,732,611円 調剤審査分 557件 63,605円 調剤審査分以外の調剤分 32,801件 1,876,214円（18年度実績）																																		

		（単位：千円）							
予算・決算額等の推移		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	予算額	89,355	79,465	74,753	72,339	69,379	66,227	8,081	
	決算額（20年度は見込み）	80,281	77,290	74,687	71,940	68,565	65,796	8,081	
	人件費				9,481	9,394	9,394		
	【事務分担当（%）】				110%	110%	110%		
	合計（+）	80,281	77,290	74,687	81,421	77,959	75,190	8,081	
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	78,915	77,304	70,731	72,153	70,061	65,666	8,081		
一般財源	1,366	14	3,956	9,268	7,898	9,524	0		
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	審査件数	610,422	603,937	588,140	567,558	542,042	520,287	7,143	
	支払基金	（医・歯科及び調剤審査分）	73,151	67,612	61,730	58,322	55,205	52,723	727
		（調剤再審査分）	39,873	36,226	33,331	32,801	30,926	29,905	211
	区による再審査の申出件数	9,880	10,047	9,314	7,227	6,607	5,323		
再審査の経費は「老健法による医療制度及び老人医療費制度の医療費等助成事務費」に計上									

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	レセプトの審査支払手数料	68,565	レセプトの審査支払手数料	65,796	レセプトの審査支払手数料	8,081

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	過誤調整件数	4,572件	5,398件	5,030件	—	—	単位: 件
	過誤調整率	1.2%	1.7%	1.5%	—	—	過誤調整の給付費 / 給付
							上記には再審査による過誤調整も含む

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 画像レセプトの導入(レセプトの保管場所や取り寄せる作業が不要となるメリットがあるが、審査支払機関の審査後に区が行う縦覧点検に不便が生じ、点検の時間や導入経費を要する等のデメリットも想定される)</p> <p>2 旧医療証の回収(受給者が旧医療証で医療機関にかかるケースがあり、レセプトの返戻等に手間を要している。患者負担の見直し等により負担割合が複雑化することから、回収の徹底が必要)</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
導入自治体からの情報収集等により、当区における導入の方法および効果について具体的な検討を行う。	情報伝達がスピードやデータの保管等について、効果が期待できる。
新医療証交付の際に、返信用封筒を同封するなどの現在の取り組みに加えて、受給者へ回収の必要性についてのPRを強化する。	医療機関とのトラブルを避けることができ、受給者に対しても、旧医療証を提示したことによる、後日の請求や還付が無くなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続していく。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	償還金および還付金(老人保健)	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)</b>	償還金および還付金(50-56-50-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成	58 年度	<b>根拠法令等</b>	老人保健法	
<b>終期設定</b>	有 無		年度		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	老人医療給付費の国又は都負担金が超過交付となった場合、次年度にてその超過額を返還することにより精算する。 なお、前年度の交付金に不足額が生じた場合は次年度で追加交付がなされる。				
<b>対象者等</b>	国および都				
<b>内容</b>	<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{超過交付金返還額} = \text{前年度交付金(概算)} - \text{前年度交付金(確定)}</math> <math display="block">&lt; \text{前年度} &gt; \qquad \qquad \qquad &lt; \text{当該年度} &gt;</math> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             国・都負担金 高額額(精算)         </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             前年度分超過交付金返還額 前年度国・都負担金(確定)         </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;">             国又は都へ 返還         </div> </div> <p style="text-align: center;">返還金が発生した次年度に、予備費より予算を充用し、国又は都へ返還する</p>				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	負担金の過不足による清算は、次年度の5月以降に行われるため、返還等の手続きは次年度に行う必要がある。				
<b>実施方法</b>	(1直営) ( ) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国・都</div> <div style="text-align: center;">                     ← 前年度の事業実績報告                      前年度超過交付による返還額確定                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区</div> <div style="margin-left: 20px;">                     予備費充用 返還金支出                 </div> </div>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	1	36,096	1	10,905	1	2,419	1	
決算額(20年度は見込み)	0	36,096	0	10,905	0	2,418	1	
人件費				862	854	854		
【事務分担当(%)】				10%	10%	10%		
合計(+)	0	36,096	0	11,767	854	3,272	1	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	36,096	0	10,905	0	0	1	
一般財源	0	0	0	862	854	3,272	0	
<b>実績の推移</b>								
	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	国庫負担金返還額	0	0	0	0	0	0	0
	都負担金額	0	36,096	0	10,905	0	2,418	0



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	償還金利子及び割引料	平成18年度老人医療給付費都負担金の超過交付額の返還金	0	平成19年度老人医療給付費都負担金の超過交付額の返還金	1,852	平成20年度老人医療給付費公費負担超過額返還金科目存置	1
				平成19年度国庫補助金の返還金	566		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	

問題点・課題 (指標分析)	<p>老人医療給付費の国庫・都負担金は各申請時点までの実績及び今後の老人医療費を精査の上、概算額を申請している。日頃から老人医療費動向を把握し、分析してはいるが、医療費を正確に見通すことは難しい。 また、申請した概算額を基に国や都において交付額が決定されることから、決算時に国庫・都負担金が過不足交付となる。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	他自治体における処理方法等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するためのデータ分析に努め、実態により近い実績報告(見込)、交付金の受入を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	一般会計繰出金(老人保健)	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)</b>	一般会計繰出金(50-70-50-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 ( 20年度 19年度 )		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成	58 年度	<b>根拠法令等</b>	老人保健法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	老人医療給付費の公費負担の内、区負担分(一般会計よりの繰入金)が超過負担となった場合、超過分を次年度にて一般会計へ繰出すことにより、区の超過負担分を精算する。				
<b>対象者等</b>	区				
<b>内容</b>	<p style="text-align: center;">一般会計繰出金 = 前年度区負担金(概算)額 - 前年度区負担所要(確定)額</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;前年度&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">                     前年度老健会計歳入不足金                      前年度老人医療給付費にかかる区負担金(概算)                 </div> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;当該年度&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">                     超過繰入金の繰出額                      前年度区負担金(確定)                 </div> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">                     一般会計繰出金                 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">繰出金が発生した次年度に予備費より予算を充用し、一般会計へ繰り入れる</p>				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	区負担金の精算については次年度に行うこととしており、超過分があった場合、一般会計への繰出しを行う必要がある。				
<b>実施方法</b>	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p style="text-align: center;">老人保健医療特別会計より一般会計への繰出事務 - 常勤 1人</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一般会計</div> <div style="text-align: center;">← 繰出額支出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">老人保健特別会計</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">前年度の一般会計の超過繰入額確定 超過繰入額の予備費充用</p>				

	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	1	1
	決算額(20年度は見込み)	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	0	1
	人件費				862	427	598	
	【事務分担当(%)】				10%	5%	7%	
	合計(+)	283,721	169,942	141,460	42,240	141,954	598	1
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	0	1	
一般財源	0	0	0	862	427	598	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	一般会計繰出金	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	0	1

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	繰出金	平成18年度老人医療給付費 区負担額の超過受入額の返還金	141,527	平成19年度老人医療給付費 区負担額の超過受入額の返還金	0	平成20年度老人医療給付費 区負担額の超過受入額の返還金科目存置	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	交付金・負担金の不足額	180,596	96,639	489,213	—	—	国・東京都・基金の不足額

問題点・課題 (指標分析)	<p>老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金分と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。</p>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めていく。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経費のみを繰入ることにより、繰出し金の支出が減少する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	予備費(老人保健)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功		
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	予備費(50-84-50-01)						
事務事業の種類	新規事業		( 20年度 19年度 )	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	老人保健法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	予見することが出来ない支出及び予算の不足を補うために予備費を計上する。						
対象者等	該当なし						
内容	<p>国民健康保険特別会計は、「国民健康保険の保険者の予算編成について(通知)」(厚生省保険局)で予備費を保険給付3%以上の額を計上することとされている。</p> <p>平成19年度老人保健医療特別会計は、300,000千円を予備費として計上している。</p> <p>主に、前年度超過分の交付金返還や、一般会計への繰出金(前年度、負担額以上に繰り入れた経費を戻す)に充用</p>						
経過							
必要性	老人医療給付費の国庫・都負担分や交付金分の歳入不足を補う手段として益々、予備費充用による対応が必要となる。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	198,012	16,270	158,541	247,720	158,473	201,551	250,000	
決算額(20年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0	
人件費				862	854	854		
[事務分担当(%)]				10%	10%	10%		
合計(+)	0	0	0	862	854	854	0	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	101,988	283,730	141,459	52,280	141,527	98,449	0	
実績の推移	事項名							
充用額	101,988	283,730	141,459	52,280	141,527	98,449	0	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	予備費	償還金利子及び割引料 繰出金	0 141,527	償還金利子及び割引料 繰出金	0 98,449	老健会計における歳出科目 の不足に伴う充用	250,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	執行率(充用率)	17.4%	47.2%	32.8%	—	—	当初予算に対する充用率

(問題点・課題)	適正な医療費の支出に努めるために、訪問指導事業・医療費通知・第三者行為に対する求償・レセプトの再点検等、様々な措置を講じている。医療費の動向分析もしているが、例えば老人保健医療受給者数が減少しても直ちに医療費減に繋がらない等、医療費の見込みは難しい。療養給付費(現物給付)分で、不足が生じた場合は、現在の予算規模では対応不可(16年度は補正予算で対応)。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他自治体での取り組み状況等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するため、データの分析を行い、実態により近い実績報告(見込)を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現行制度上、本予算措置は必要不可欠である。

議会質問状況(要旨)	
------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名 担当者名	福祉部国保年金課 佐藤 伸子	課長名 内線	小澤 功 2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	後期高齢者事務費 (55-16-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等の管理事務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスをスムーズに提供する。				
対象者等	75歳以上の者(17,759人平成20年4月1日現在) 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者(311人)で広域内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者(居住地特例) 75歳の誕生日を迎えた当日から資格を取得する。				
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合(平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される) 2 患者負担 1割または3割(現役並所得者) 3 保険給付 現物給付(医療サービスの提供等)及び現金給付(療養費の支給等) 患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成				
	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">患者負担</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公費(5割) (国:都:区 = 4:1:1)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保険料 1割</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">後期高齢者支援金 (約4割)</div> </div> <p style="text-align: center;">支援金は、0～74歳の現役世代で負担</p> 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は、法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区:保険料の徴収と窓口業務 広域連合:資格・賦課・給付業務				
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。				
必要性	後期高齢者医療制度の管理事務等を迅速かつ的確に行うため必要な事務経費。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 被保険者の資格取得、喪失及び変更の管理事務 2 被保険者への被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳、外国人登録情報等を広域連合へ情報提供 4 被保険者等からの各種申請書等の受付 5 被保険者等からの相談・照会への対応				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額							46,597	
決算額(20年度は見込み)							46,597	
人件費								
[事務分担量(%)]								
合計(+)							46,597	
国(特定財源)							0	
都(特定財源)							0	
その他(特定財源)							46,597	
一般財源							0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	年齢到達の人数(20年度見込み)							1,990

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	旅費						後期高齢者担当旅費
需用費						パンフレット・MO・窓あき封筒等	3,156
役務費						郵送代金	4,054
委託費						後期医療制度システム運用委託等	28,322
使用料及び賃借料						後期システムカスタマイズ対応経費	10,000
備品購入費						保険料徴収システム パソコンリース代等	960
						納付書収納用キャビネット等	90

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	被保険者数	—	—	—	18,070	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>都広域連合とシステムによる情報提供や事務処理、資格取得管、喪失及び変更の管理を迅速かつ的確に行うために、システムをきちんと把握し、スムーズな事務処理ができるようにする。</p> <p>老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したため、老人保健制度と異なる事業等に関して、被保険者への周知を図る必要がある。</p> <p>後期のシステムと区の住基システムが繋がっていないため、磁気媒体により情報提供をしている。お互いの情報が反映されるのに時間がかかり、被保険者へのサービス提供(保険証の発行等)にも影響している。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
東京都広域連合との情報提供を正確かつ迅速に行う。	スムーズな事務処理により、被保険者へのサービス提供が正確かつ迅速に行える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	推進	法定事務内容であるが、区民への周知及びシステム改修等重要事業である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	収納管理費（後期高齢者）	部課名 担当者名	福祉部国保年金課 佐藤 伸子	課長名 内線	小澤 功 2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）	収納管理費（55-24-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務。				
対象者等	75歳以上の者 65歳から74歳で一定の障害を持ち都広域連合の認定を受けた者で広域内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者				
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納付書を作成・送付すること 保険料滞納者に対するアプローチ等は、国保年金課医療介護保険料係が行う。				
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度発足と同時に事業開始				
必要性	後期高齢者保険料収納業務の円滑的・効率的な実施のために必要である。				
実施方法	(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 1 保険料徴収 納入通知書・納付書及び口座振替依頼書の発送。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	予算額							37,268
	決算額(20年度は見込み)							37,268
	人件費							
	【事務分担当(%)】							
	合計( + )							37,268
	国(特定財源)							0
	都(特定財源)							0
	その他(特定財源)							37,268
	一般財源							0
実 績 の 推 移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	需用費						納付書・納入通知書等
役務費						納入通知書等郵送料	6,654
委託料						公金取扱手数料	4,138
						口座振替システム開発費等	17,110

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	口座振替率						普通徴収件数における口座振替率

(問題点・課題 指標分析)	被保険者や特別徴収義務者に納入通知書等を発行・送付するにあたり、住所地以外に居住している場合があり、確実に届くようにする。また、特別徴収について、被保険者以外の口座引落を可能にするよう、関係機関への働きかけが必要である。
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	普通徴収の対象者の振込みが、より簡易にできるよう実態に即した方法を模索する。	収納率が上がる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	推進	後期高齢者医療保険料の収納に係る経費であり、今後一層需要となる分野である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	収納率向上対策事業費（55-32-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	保険料収納の向上を図り、収納体制を強化する。				
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）				
内容	短期証の発行・送付を行う。 実際の滞納を増やさない対策は、国保年金課医療介護保険料係が行っている。 1 徴収嘱託員（13名）による戸別徴収 2 口座振替の促進強化 3 納付相談の強化 4 休日、夜間における電話催告 5 休日窓口の開設 6 短期証（年2回発行）の交付による、滞納者への接触機会の拡大 7 悪質滞納者への滞納処分 8 被保険者に関する啓発活動 9 資格証明書の発行 10 コンビニエストアでの保険料の収納				
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行 平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始				
必要性	徴収嘱託員による訪問徴収、滞納者への短期証・資格証明書の交付等は、納付義務者と納付相談をする有効な機械であり、収納効率向上のために必要な事業である。また、保険料のコンビニ収納を導入することで、納付義務者の利便性が図られる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 医療介護保険料係が行う。 1 徴収嘱託員 保険料携帯端末収納システムを利用して、臨戸訪問により収納する。 2 口座振替の促進 加入時に窓口で奨励するほか、納付書発送時にも同封する。 3 休日窓口（年6回） 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 4 短期証 現年度以外の滞納者を対象とし、農夫相談などを行い交付する。 5 資格証明書 長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 6 滞納処分 悪質滞納者の滞納処分（差押）を進める。 7 コンビニ収納 収納代行者への業務委託 8 滞納整理専門員 滞納書分業務の強化のため、税務協会からの専門的知識を持つ人材派遣を1人から3人に増やした。				

予算・決算額等の推移	事項名	（単位：千円）						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額								2,990
決算額（20年度は見込み）								2,990
人件費								
【事務分担量（%）】								
合計（+）								2,990
国（特定財源）								0
都（特定財源）								0
その他（特定財源）								2,990
一般財源								0
実績の推移								



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費						色上質紙等
役務費						窓あき封筒等印刷	749
						短期証郵送料	2,105

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	収納率(現年分)					91.00%	
	収納率(滞繰分)					38.00%	
	納期限内納付率						

(問題点・課題 指標分析課題)	<p>収納環境が厳しくなる中、収納率向上を図るためには現年度の滞納を増やさない対策が重要である。口座加入率をより高め安定的な収納を確保すること。滞納世帯においても現年度と滞納分を含めて納付するよう指導する。利便性の高いコンビニでの保険料の収納を実施し収納率向上に努力する。滞納対策は、短期証・歯科区証明書交付等これまでの対策の他、悪質な滞納者に対しては差押などを実施し、常にケースの進行管理を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	( 実施 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	あらゆる手段を取り入れた、計画的な長期滞納者対策を実施する。	収納率向上
	徴収員の能力活用による、新たな滞納者への早期取組み	収納率向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	重点的に推進	収納率向上に向け、今後、あらゆる努力と工夫を惜しまず展開していくべきであり、最重要課題である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	広域連合分賦金等事業費	部課名 担当者名	福祉部国保年金課 佐藤 伸子	課長名 内線	小澤 功 2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	広域連合分賦金等事業費 (55-40-66-01)				
事務事業の種類	新規事業 ( 20年度 19年度 )		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費				
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合				
内容	<p>東京都後期高齢者医療広域連合事務費分賦金</p> <p>主に広域連合の組織運営と事務に要する費用である。人件費や電算システム経費など義務的経費が大半を占める経常経費。 〔根拠〕地方自治法第291条の9(広域連合の分賦金) 東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条(広域連経費の支弁方法)</p>				
経過	<p>平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。</p> <p>平成20年4月 後期高齢者医療制度が創設される。</p>				
必要性					
実施方法	<p>(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>都広域連合構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財力その他の客観的な指標に基づいて定められている。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	予算額	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決算額(20年度は見込み)								3,075,332
人件費								
【事務分担当量(%)】								
合計( + )								3,075,332
国(特定財源)								0
都(特定財源)								0
その他(特定財源)								3,075,332
一般財源								0
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金					療養給付費等負担金 区負担分等	3,075,332

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

(問題点・課題 分析)	
他区の実 状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	継続	法定事務内容である。

議会 要旨 状況	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	健康診査事業費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	健康診査事業費 (55-48-66-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律		
終期設定	有 無 年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の適切化につなげることを目的とする。				
対象者等	75歳以上の被保険者(65歳以上の一定の障害がある方) ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに受診している方年度内に転入・転出などがある方を除く。				
内容	国保の特定健診に準じて健康診査を実施する。 ・実施時期 平成20年7月1日～10月31日 標準的な健診・保健指導プログラムに基づき、特定健診の必要項目を基本として実施。 生活習慣病の早期発見など後期高齢者に対する健診 国が示す標準的な健診・保健指導プログラムにおける特定健診の必須項目を基本				
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業				
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL(生活の質)の維持・確保ができ、また医療費の適正化へもつながる。				
実施方法	(3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )  区は受診券と案内を送付し、区報などで健診事業の周知を図る。 健診の結果については、医療機関から受診者に説明する。 健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。 健診の実施にあたっては、高齢者の利便を考慮し、介護保険制度における生活機能評価と同時実施とする。 健診に要する費用は生活機能評価に関する検診項目は、介護保険制度を優先する(国の方針)。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額								137,487
決算額(20年度は見込み)								137,487
人件費								
【事務分担量(%)】								
合計( + )								137,487
国(特定財源)								0
都(特定財源)								0
その他(特定財源)								137,487
一般財源								0
実績の推移								

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費 役務費 委託料	一般需用費					受給券・窓あき封筒等	815
	役務費					郵便料	2,952
	委託料					共同電算処理及び事務費手数料	4,357
						健診業務委託料	129,363

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	健診受診率(20年度広域連合目標受診率)	—	—	—	52%	—	24年度目標率 65%

(問題点・課題分析)	40歳から74歳までの方に対して行われる、基本健康診査(特定健診)と同じ項目ではなく、後期高齢者にふさわしい健診項目も必要である。
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	日常生活を保持・増進させる施策など、後期高齢者にふさわしい保健事業のあり方などについて検討する。	後期高齢者にあった健診になることで、より健康づくりへの意識等も高まり適切な保健指導が行える。
	他区の状況などを取り入れながら、健診受診を希望する年度途中の加入者の健診費用に係る財源確保を検討する。	より多くの加入者に健診を受ける機会を提供できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	重点的に推進	対象者の受診率の向上に向け、健康部との連携を強化していく必要がある。

(議会要旨)	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	葬祭事業費(後期高齢者)	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2391
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)</b>	葬祭事業費 (55-52-50-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。				
<b>対象者等</b>	被保険者の葬祭を行った者。				
<b>内容</b>	<p>1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の係わり関係にないこととされている。</p> <p>2 支給金額70,000円</p> <p>3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。</p> <p>都広域連合では62区市町村の国民健康保険制度による支給額が異なること、また保険料を抑制するため、葬祭費の支給は行われず、区市町村の政策判断で対応することになった。しかし、全国の広域連合の葬祭費の支給状況は、都内移転した場合の受け入れ自治体の財政負担などを勘案し、時期の保険料決定期間が始まる平成22年度までに、必要性を含めて検討。</p>				
<b>経過</b>	<p>平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。</p> <p>平成20年4月 後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われないため、荒川区独自の一般政策で行う。</p>				
<b>必要性</b>	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高いと思われる。				
<b>実施方法</b>	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>葬儀執行者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。</p> <p>葬儀費用の領収書又は会葬礼状等</p> <p>葬儀を行った者の金融機関の口座番号(ゆうちょ銀行を除く)</p> <p>印鑑</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額								73,714
決算額(20年度は見込み)								73,714
人件費								
【事務分担当(%)】								
合計(+)		0	0	0	0	0	0	73,714
国(特定財源)								0
都(特定財源)								0
その他(特定財源)								73,714
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	需用費						制度のお知らせ等
役務費						支給決定通知書印刷	66
負担金補助及び交付金						郵送料	137
						葬祭費	73,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
給付件数					1,050件		
対象者への受給率							
保険料への充当							

(問題点・課題)	<p>東京都後期高齢者医療広域連合は62区市町村の国民健康保険制度による支給額が異なること、また保険料を抑制するため、葬祭費の支給は行わず、区市町村の政策判断で対応することになった。しかし、全国の広域連合の葬祭費の支給状況や、都内移転した場合の受け入れ自治体の財政負担などを勘案し、次期保険料決定期間が始まる平成22年度までに、必要性を含めて検討。</p>
(他区の実況)	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	推進	区の一般事業であり、受給率も高い。

(議会要旨)	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	予備費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	予備費(55-88-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	予見することの出来ない支出及び予算の不足を補うために予備費を計上する。				
対象者等	該当なし				
内容	国民健康保険特別会計は、「国民健康保険の保険者の予算編成について(通知)」(厚生省保健局)で予備費を保険給付3%以上の額を計上することとされている。 平成20年度後期高齢者医療特別会計は、50,000千円を予備費として計上している。				
経過					
必要性	後期高齢者医療制度の中で、予備費充用による対処が必要となる。				
実施方法	(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額								50,000
決算額(20年度は見込み)								50,000
人件費								
[事務分担量(%)]								
合計(+)								50,000
国(特定財源)								0
都(特定財源)								0
その他(特定財源)								50,000
一般財源								0
実績の推移								

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	予備費						予備費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	執行率(充用率)	—	—	—	—	—	当初予算に対する充用率

(問題点・課題 指標分析課題)	
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	継続	現行制度上、本予算措置は必要不可欠である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	収納管理費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	鈴木 明	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	収納管理費 (48-20-50-01)				
事務事業の種類	新規事業	( 20年度	19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者の保険料収納に関する事務。				
対象者等	被保険者				
内容	次の事務に要する経費(消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料)を支出 (1) 保険料の納入 (2) 納付相談 (3) 口座振替の促進 (4) 保険料の督促、催告 (5) 過誤納還付及び充当				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	国民健康保険料収納業務の円滑的・効率的な実施のために必要である。				
実施方法	(1直営)		( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )		
	(1) 保険料納入	納付書(コンビニ収納を含む)による自主納付、口座振替及び徴収嘱託員による個別徴収等。			
	(2) 納付相談	日常の納付相談はもちろん、滞納者には呼出状を送付し早期の納付を促す。			
	(3) 口座振替の促進	銀行、郵便局の預貯金口座から毎月末に引落しとなることによる利便性を周知する。			
	(4) 保険料の督促、催告	平成12年度より収納体制を強化するため、督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、収納率向上の1要因となった。また、催告書は年2回の送付とし、18年度からは利用率の少ない納付書は同封せず、お知らせのみとする。(11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付)			
	(5) 過誤納還付金及び充当	誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行なう。			

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	33,383	32,550	27,884	29,458	29,082	28,661	27,218	
決算額(20年度は見込み)	28,778	27,924	24,436	26,356	25,202	22,440	27,218	
人件費				43,597	33,183	42,135		
【事務分担当(%)】				665%	475%	622%		
合計(+)	28,778	27,924	24,436	69,953	58,385	64,575	27,218	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	28,778	27,924	24,436	69,953	58,385	62,837	27,218	
一般財源	0	0	0	0	0	1,738	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	調定額(現年分)	5,792,586	6,053,644	6,175,409	6,439,287	6,448,386	6,491,114	
収納額	4,862,540	5,025,222	5,177,759	5,520,520	5,495,174	5,550,947		
収納率	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	85.22%	85.52%		
調定額(滞繰分)	1,542,013	1,911,899	2,280,323	2,330,873	2,347,792	2,068,732		
収納額	318,960	371,631	425,093	391,017	338,603	311,765		
収納率	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	14.42%	15.07%		



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
	一般賃金	事務補助	390	事務補助	390	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(定期納付書等)	4,036	印刷製本(定期納付書等)	2,521	印刷製本(定期納付書等)	4,888
	役務費	郵送料・公金取扱手数料	15,763	郵送料・公金取扱手数料	15,134	郵送料・公金取扱手数料	16,803
	委託料	OCR・MT事務処理委託等	5,013	OCR・MT事務処理委託等	4,395	OCR・MT事務処理委託等	5,123

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	滞納世帯割合	23.76%	18.89%	—	—	9.00%	滞納世帯数 / 全世帯数
	催告書発送数(4月)	13,809枚	12,360枚	13,721枚	12,624枚	—	現年収納強化により督促・催告発送が減少

(問題点・課題分析)	<p>長引く景気低迷による収納意欲の低下に対し、被保険者の生活実態にあった納付相談、催告等を強化し収納率の向上に向けさらなる努力が必要である。 効率的な収納事務用品購入への取組みが必要である。</p>
他区の実況	( 実施 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
印刷費等の見積り精査と計画的発注	経費節減
現年収納強化により催告書の発送件数の減少を図る	経費節減

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	国保保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	収納率向上対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	鈴木 明	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	収納率向上対策事業 (48-24-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度)		19年度		建設事業
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区特別対策事業実施要領	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	保険料収納の向上を図り、責任収納率(現年分91.00%・滞納繰越分38.00%)を達成するため、収納体制を強化する。				
対象者等	被保険者(主として保険料滞納者を対象に実施)				
内容	1 徴収嘱託員(13名)による戸別徴収 2 口座振替の促進強化 3 納付相談の強化 4 休日、夜間における電話催告 5 休日窓口の開設 6 短期証(年2回発行)の交付による、滞納者への接触機会の拡大 7 悪質滞納者への滞納処分 8 被保険者に関する啓発活動 9 資格証明書の発行 10 コンビニエンスストアでの保険料の収納				
経過	1 昭和63年 4月 徴収嘱託員(12名)制度を導入 2 平成 5年 4月 本事業開始 3 平成12年 4月 介護保険制度施行 4 平成12年11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 5 平成13年10月 徴収嘱託員携帯端末システム導入				
必要性	徴収嘱託員による訪問徴収、滞納者への短期証・資格証明書の交付等は、納付義務者と納付相談をする有効な機会であり、収納率向上のために必要な事業である。また、保険料のコンビニ収納を導入することで、納付義務者の利便性が図られる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1 徴収嘱託員 保険料携帯端末収納システムを利用して、臨戸訪問により収納する。 2 口座振替の促進 加入時に窓口で奨励するほか、納付書発送時にも同封する。 3 休日窓口(年6回) 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 4 短期証 現年度以外の滞納者を対象とし、納付相談などを行い交付する。 5 資格証明書 長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 6 滞納処分 悪質滞納者の滞納処分(差押)を進める。 7 コンビニ収納 収納代行業者への業務委託により平成18年10月から実施。 8 滞納整理専門員 滞納処分業務の強化のため、税務協会からの専門的知識を持つ人材派遣を1人から3人に増した。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	43,485	42,087	47,033	55,825	64,100	73,609	75,172	
決算額(20年度は見込み)	38,219	38,333	43,548	48,086	50,769	61,992	75,172	
人件費				68,185	32,980	37,172		
【事務分担当(職員数)】				1880%	415%	471%		
合計(+)	38,219	38,333	43,548	116,271	83,749	99,164	75,172	
国(特定財源)	6,000	5,750	4,550	4,408	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	32,219	32,583	38,998	111,863	83,749	99,164	75,172	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	保険料収納率 荒川区	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	85.22%	85.52%	現年分
23区平均	86.19%	84.86%	84.41%	84.73%	85.21%			
順位	23位	21位	15位	6位	12位			
保険料収納率 荒川区	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	14.43%	15.07%	滞繰分	
23区平均	23.91%	22.35%	21.83%	24.92%	23.54%			
順位	16位	20位	21位	22位	22位			

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	34,531	徴収嘱託員報酬	31,806	徴収嘱託員報酬	38,564
	その他の時間外	時間外勤務手当	3,073	時間外勤務手当	3,760	時間外勤務手当	3,520
	共済費	徴収嘱託員社会保険料等	4,994	徴収嘱託員社会保険料等	4,264	徴収嘱託員社会保険料等	5,541
	特別旅費	徴収嘱託員旅費	955	徴収嘱託員旅費	910	徴収嘱託員旅費	980
	一般需用費	印刷製本(窓口相談通知書等)	1,569	印刷製本(資証明書・短期証等)	1,871	印刷製本(資証明書・短期証等)	2,264
	役務費	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	3,749	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	16,073	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	20,193
	委託料	携帯端末システム保守委託 コンビニ収納開発経費等	1,478	携帯端末システム設定経費 コンビニ収納基本料・情報取扱手数料	3,020	携帯端末システム設定経費 コンビニ収納基本料・情報取扱手数料	3,541
	備品購入費	コンビニ収納受信機器等	420	携帯端末ハンディターミナル	288	携帯端末ハンディターミナル等	569

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	収納率(現年分)	85.73%	85.22%	85.52%	—	91.00%	現年収納強化により収納率が向上
	収納率(滞繰分)	16.78%	14.42%	15.07%	—	38.00%	現年収納強化のため、滞繰は停滞
	納期限内納付率	77.31%	77.70%	—	—	—	現年度分 (納期の翌日現在納付額 / 調定額)

問題点・課題 (指標分析)	<p>収納環境が厳しくなる中、収納率向上を図るためには現年度の滞納を増やさない対策が重要である。口座加入率をより高め安定的な収納を確保すること。滞納世帯においても現年度と滞納分を含めて納付するよう指導する。利便性の高いコンビニ収納を実施していることを広くPRし、収納率向上に努力する。</p> <p>滞納対策は、短期証・資格証明書交付等これまでの対策の他、悪質な滞納者に対しては財産調査を行い、差押さえなどを実施し、常にケースの進行管理を行っていく必要がある。</p>
他区の実施状況	( 実施 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	あらゆる手段を取り入れた、計画的な長期滞納者対策を実施する。	収納率向上
	徴収員の能力活用による、新たな滞納者への早期取組み	収納率向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	収納率向上に向け、今後、あらゆる努力と工夫を惜しまず展開していくべきであり、最重要課題である。

議会 (要旨) 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年3月一定一般質問 「滞納状況及び滞納解消策について【資格証明書の活用について】」</li> <li>・平成13年3月一定一般質問 「生活困窮世帯に対して、機械的に保険証を取上げて資格証明書を発行しないことについて」</li> </ul>
------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	収納管理費(介護保険)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	鈴木 明	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	収納管理費(51-20-50-01)				
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区介護保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の徴収に要する経費を支出する。				
対象者等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む)41,370人(19年3月末現在) うち外国人被保険者 862人 住所地特例該当者 256人				
内容	1 介護保険第1号保険料の徴収に関すること (1) 保険料の納付書を作成・送付すること (2) 保険料滞納者に対し、督促状・催告書を送付すること (3) 口座振替による保険料納入を勧奨し、実施すること (4) 保険料過誤納金を還付・充当すること (5) 保険料滞納者に対する滞納処分を実行すること (6) 保険料滞納者に対して給付制限を実行すること (7) 保険料徴収を囑託すること				
経過	1 平成 9年12月 介護保険法公布 2 平成12年 4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始)				
必要性	介護保険料収納業務の円滑的・効率的実施のために必要である。				
実施方法	(1直営) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 1 保険料徴収 自主納付及び徴収囑託員(非常勤職員13名)による訪問徴収(夜間、休日含む)又は年金から控除する特別徴収 2 納付相談 (1) 窓口納付相談(随時) (2) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に介護保険課と連携して納付相談を行っている。 (3) 休日窓口相談開設(5月・8月・9月・12月・2月・3月) 3 口座振替の勧奨 (1) 納入通知書発送時に口座振替依頼書・返信用封筒を同封 (2) 「区報」・「国保だより」に掲載することで利便性を周知する。 4 督促・催告 督促状は納期限から2ヶ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。 5 過誤納還付・充当 誤納付・重複納付や調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	15,213	14,402	9,219	9,125	9,196	9,134	8,538	
決算額(20年度は見込み)	7,278	6,558	6,814	6,778	6,743	5,721	8,538	
人件費				22,904	18,462	15,371		
【事務負担量(%)】				320%	245%	230%		
合計(+)	7,278	6,558	6,814	29,682	25,205	21,092	8,538	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	7,278	6,558	6,814	29,682	25,205	21,092	8,538	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	現年分調定額	1,306,846	1,467,275	1,486,061	1,513,267	2,117,270	2,206,550	
	現年分収納額	1,261,515	1,414,992	1,434,267	1,461,935	2,044,013	2,135,453	
	収納率	96.5%	296.4%	96.5%	96.6%	96.5%	96.8%	
	滞繰分調定額	29,409	100,191	92,646	100,191	92,085	96,473	
	滞繰分収納額	7,353	19,875	19,422	18,538	15,223	16,273	
	収納率	25.0%	19.8%	21.0%	18.5%	16.5%	16.9%	
全体収納率	95.0%	91.6%	92.1%	91.8%	93.2%	93.4%		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		報酬	徴収嘱託員報酬	983	徴収嘱託員報酬	857	徴収嘱託員報酬
一般需用費	納付書・督促状等印刷	1,445	納付書・督促状等印刷	1,028	納付書・督促状等印刷	1,559	
役務費	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,177	納付書等郵送料 公金取扱手数料	2,620	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,943	
委託料	MT処理・OCR読取委託料	1,138	MT処理・OCR読取委託料	1,216	MT処理・OCR読取委託料 コンビニ収納手数料	1,457	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	収納率(現年分)	96.61%	96.54%	96.78%	—	98.20%	平成16年度全国平均
	収納率(滞繰分)	18.50%	16.48%	16.87%	—	—	

(問題点・課題)	介護保険料は認定・給付が介護保険課、保険料の賦課・収納が国保年金課と業務を分担しており、被保険者に一体的な説明が困難な状況が多々ある。
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険業務担当窓口の一元化	保険料の納付について、理解が得られやすくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	介護保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会(要旨)状況	平成19年6月二定一般質問 「最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることは、憲法二十五条の『健康で部下的な生活を営む権利』に逆行すると思うが見解を問う。 「生活保護基準程度の所得から住民税、介護保険料を免除する独自制度を検討すること。」
----------	---



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	老齢福祉年金事務	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	神永 秀浩	<b>内線</b>	2411
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	福祉年金事務(23 - 33 - 50 - 01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成	34 年度	<b>根拠</b>	国民年金法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、拠出制の国民年金の加入期間が短く、拠出制の年金が受けられなかった人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。				
<b>対象者等</b>	1 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者（平成20年3月末現在の対象者数：22人） 2 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人（同：0人）				
<b>内容</b>	1 年金額及び支払時期 ・年金額 405,800円（一部支給停止者は315,700円） ・支払時期 4月、8月、12月（希望により11月）の年3回 所得制限額（扶養人数0人の場合） 本人所得1,595千円以下（全額支給） 配偶者・扶養義務者の所得 3,481千円未満（全額支給） 6,367千円以下（一部支給） 2 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3 東京社会保険事務局より審査結果（支給区分、一部停止額）の通知 4 年金証書の回収（4月、8月） 年金証書の回収は東京社会保険事務局で行う。 5 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付				
<b>経過</b>	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 （障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。） 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。 平成18年4月 年金証書の回収業務が、区から東京社会保険事務局に移管される。				
<b>必要性</b>	昭和34年11月の国民年金制度発足時に既に一定以上の年齢に達していた人は、国民年金の受給資格要件を満たすことが年齢的に不可能だったため、過渡的措置として設けられたのが老齢福祉年金である。区内におけるこの制度による年金受給者は年々減少しているとはいえ、高齢者にとって重要な存在となっている老齢福祉年金の必要性は高いといえる。（法定受託事務）				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位:千円)						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算・決算額等の推移	予算額	209	178	85	82	57	25	10
	決算額(20年度は見込み)	67	62	48	34	8	6	10
	人件費				862	512	427	
	【事務分担当(%)】				10%	6%	5%	
	合計(+)	67	62	48	896	520	433	10
	国(特定財源)	250	199	48	34	45	25	10
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	183	137	0	862	475	408	0	
実績の推移	<b>事項名</b>	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	受給権者数(人)	138	109	81	56	35	22	
	内、全額支給	94	73	52	52	25	17	
	半額支給	10	8	6	4	2	1	
	支給停止	34	28	23	0	8	4	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	近接地内旅費	0	近接地内旅費	0	近接地内旅費	0
一般需用費	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	
役務費	定時届用封書他郵送料	8	定時届用封書他郵送料	6	定時届用封書他郵送料	10	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	老齢福祉年金受給権者数(人)	56	35	22	15	8	3月末現在 対前年比 - 30%として推定

(問題点・課題)	<p>受給権者(明治44年4月1日以前生まれ)は、毎年ほぼ平均30%の割合で死亡により減少しているが、今後10年以内には、ほとんど対象者がいなくなると想定している(20年6月1日現在、区内の100歳以上の人口は46人)。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務であるが、規模は減少傾向にあり、相対的に重要性も低くなりつつあると考えられる。

(要旨)	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	年金給付事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (20年度)	給付事務(23 - 44 - 50 - 01)				
事務事業の種類	新規事業 ( 20年度 19年度 )		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	36 年度	根拠	国民年金法	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給することにより、老後の生活の安定と不慮の事故時の保障を目的とする。				
対象者等	1 老齢基礎年金等受給者及び25年以上の受給資格期間を満たす60歳以上の区内在住者 2 障害基礎年金等受給者及び障害基礎年金の受給要件を満たす20歳以上の区内在住者 3 遺族基礎年金等受給者及び遺族基礎年金の受給要件を満たす区内在住者 4 特別障害給付金の受給要件を満たす区内在住者				
内容	1 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金および特別障害給付金等の裁定請求書の受付及び送付				
	受給資格	老齢基礎年金：原則として25年以上の受給者資格を要し、65歳になった時または60歳から請求可。支給年額792,100円			
		障害基礎年金：国民年金加入中に、一定程度以上の障がいを持った時に支給。保険料納付要件有。支給年額：1級990,100円、2級792,100円			
		遺族基礎年金：国民年金加入者、老齢年金受給資格者および受給者の死亡時に18歳までの子のいる妻や子に支給。保険料納付要件有。年金額792,100円(妻が受給する場合は、子の加算額がプラスされる)。			
特別障害給付金：平成3年3月以前の学生と昭和61年3月以前の被用者の配偶者が任意加入しなかった期間に初診日があり、現在1・2級の障がいに該当する場合。 給付金額 1級50,000円 2級40,000円（月額）					
2 年金受給者の各種届出書の受付及び送付					
3 障害基礎年金受給者現況届の受付・審査、定時届関係連名簿の作成及び送付 ・対象者：（未定稿）人(20年3月末現在)					
経過	昭和36年4月 給付事務開始 昭和61年4月 基礎年金の導入により、障害福祉年金・母子福祉年金受給者は障害基礎年金・遺族基礎年金に裁定替え。 平成12年4月 区の事務が、国の機関委任事務から法定受託事務となる。 平成14年4月 裁定請求受付が、第1号被保険者期間のみを有する者のみとなる。 平成17年4月 特別障害給付金制度開始				
必要性	長い老後生活の基本的な部分を経済面で確実に保障するために、また万一病気や事故で障がい者になったときに備えるためにも、国民年金制度は不可欠であり、その受給対象者窓口としての給付事務事業の重要度は非常に高い。(法定受託事務)				
実施方法	(1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額	544	593	561	539	482	420	420	
決算額(20年度は見込み)	387	384	496	247	282	224	420	
人件費				31,880	15,799	18,300		
【事務分担量(%)】				435%	185%	225%		
合計(+)	387	384	496	32,127	16,081	18,524	420	
国(特定財源)	387	384	496	247	282	224	420	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	31,880	15,799	18,300	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	老齢基礎年金等(人)	33,000	31,483	32,544	32,631	34,584	35,721	
	障害基礎年金等(人)	2,000	2,148	1,961	2,168	2,163	2,159	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内容	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		職員旅費	近接地内旅費	21	近接地内旅費	10	近接地内旅費
一般需用費	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	150	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	141	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	247	
役務費	郵送料 (現況届返送用等)	111	郵送料 (現況届返送用等)	73	郵送料 (現況届返送用等)	132	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	老齢基礎年金等受給者(人)	32,631	34,584	35,721	—	—	
	障害基礎年金等受給者(人)	2,168	2,163	2,159	—	—	

(問題点・課題分析)	<p>制度上の問題点としては、老齢基礎年金の場合、40年間きちんと満額納付しても65歳から受給できる年金額が、生活保護の受給額を下回ってしまうケースがある。(しかし区においての改善は不可能である)</p>
他区の実況	( 実施 22 区                      未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務である。

議会(要旨)状況	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	年金適用事務	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	神永 秀浩	<b>内線</b>	2411
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	適用事務（23 - 44 - 50 - 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業	（ 20年度 19年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	35 年度	<b>根拠法令等</b>	国民年金法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	国民年金は、厚生年金保険や共済組合の加入者を除き、20歳以上60歳未満のすべての人が加入対象となる。区における適用事務事業の目的は、国民年金加入・喪失等の各種届出時に、迅速かつ正確な事務処理を行って区民サービスの向上を図っていくことおよび社会保険事務所が未加入者解消のために行う適用促進事務に対して、協力連携をおこない、無年金者の防止および区内在住者の年金権確保を図っていくことにある。				
<b>対象者等</b>	20歳以上60歳未満の区内在住者（60歳以上70歳未満は任意加入対象者）				
<b>内容</b>	1 被保険者の各種届出等の受理、審査及び送付事務（新規取得、再取得、喪失、種別変更、住所変更等） 国民年金の被保険者の種別				
	第1号被保険者	区内在住の20歳以上60歳未満の自営業者、学生および厚生年金保険や共済組合等への未加入者			
	第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している人			
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人			
	任意加入者	年金受給資格期間が不足しているか、未納期間があり、老齢基礎年金満額受給ができない、60歳以上65歳未満の人 昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人			
	2 任意加入の受付、送付				
<b>経過</b>	昭和35年10月 適用事務開始 昭和57年1月 外国人の適用開始 昭和61年4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成3年4月 学生の適用開始 平成9年1月 基礎年金番号制の導入 同年2月 20歳の職権適用を実施 平成10年度以降 34歳以下の未加入者解消のため、計画的な職権適用実施（翌年12月完了。以後は適用もれ者のみ対象） 平成14年4月 第3号被保険者に係る社会保険庁への届出が、区経由から事業主経由に変更 平成17年4月 第3号被保険者の特例届けの実施				
<b>必要性</b>	年金制度は、老齢や障害等により就労できなくなっても健全な国民生活を続けていくために不可欠なものであり、世代間扶養の仕組みをとっているため、制度が正しく運営されることが必須である。そして、区内在住者はいずれかの公的年金に加入する義務があり、そのうち国民年金については、区市町村が届出窓口になっているため、区の行っている適用事務事業の必要性は大きい。（法定受託事務）				
<b>実施方法</b>	（1直営） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

	（単位：千円）							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	476	308	295	353	353	353	318
	決算額（20年度は見込み）	299	317	284	238	151	215	318
	人件費	/	/	/	30,760	34,245	37,595	/
	【事務分担当（%）】	/	/	/	422%	401%	626%	/
	合計（+）	299	317	284	30,998	34,396	37,810	318
	国（特定財源）	299	317	284	238	151	215	318
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	30,760	34,245	37,595	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	被保険者関係届書（新規加入）受付（件）	1,342	1,397	1,404	1,118	1,056	813	/
	同上（再取得：厚年等 国年）	1,610	1,705	1,888	1,949	1,968	1,901	/
	同上（国年資格喪失）	212	212	244	206	157	134	/
	同上（その他：住所・氏名の変更等）	1,439	1,507	1,516	1,178	1,155	1,298	/
	同上（高齢任意加入）	175	181	150	114	96	104	/
計	4,778	5,002	5,202	4,565	4,432	4,250	/	



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)		
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
		一般需用費	事務用消耗品および印刷製本 (被保険者関係届書等)	143		事務用消耗品および印刷製本 (被保険者関係届書等)	203	
役務費	郵送料 (各種通知書郵送)	8		郵送料 (各種通知書郵送)	12		郵送料 (各種通知書郵送)	20

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	被保険者関係届書(新規) 受付数(件)	1,118	1,056	813	—	—	国民年金初加入の件数
	同 上 (再取得) 受付数(件)	1,949	1,968	1,901	—	—	厚生年金等 国民年金 の件数
	同 上 (喪失) 受付数(件)	206	157	134	—	—	国民年金資格喪失件数
	同 上 (その他) 受付数(件)	1,178	1,155	1,298	—	—	各種変更届(住所・氏名等) 件数
	同 上 (任意) 受付数(件)	114	96	104	—	—	60歳からの高齢任意加入の件数
	計		4,565	4,432	4,250	—	—

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 20歳になると、厚生年金等加入者を除いては国民年金への加入手続をすることになっている。そして、手続をしないしていると、社会保険事務所から手続をするようにとの連絡を受けたり、最終的には社会保険庁によって職権による強制加入の適用を受けたりすることになるが、その前に区の窓口で加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。</p> <p>2 退職等により、厚生年金等から国民年金への新規加入・再加入手続をしないところは手続をしないでいたために未納期間を作ってしまうことがある。それを解消するために、退職等をしたあと未納期間が発生しないうちに区の窓口にて加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区 未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
20歳到達による、国民年金への新規加入の必要性は通年生じているはずなので、従来は成人式前の1回だけであった、20歳到達による新規加入を周知する記事の区報掲載回数を増やす。	20歳到達による新規加入者の、未加入率が減少する。
従来は年に1回、5月下旬に区報掲載することで行っていた国民年金への再加入に関する周知を、退職等により国民年金への再加入を要する人が増える3～4月中にも、毎年度末に発行する国民年金だよりの中に盛り込む等の方法によって実施する。	国民年金への再加入手続もれによる未納発生やそれに伴う問題の発生(未納期間解消のための過重な保険料納付など)が未然に防止される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法定受託事務である。

議会質問状況 (要旨)	<p>・平成12年一定一般質問「救済措置等で国に働きかけをする要望について」</p>
----------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	年金保険料免除等受付事務	<b>部課名</b>	福祉部国保年金課	<b>課長名</b>	小澤 功
		<b>担当者名</b>	神永 秀浩	<b>内線</b>	2411
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	保険料事務（23 - 66 - 50 - 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和 平成	36 年度	<b>根拠</b>	国民年金法	
<b>終期設定</b>	有 無		<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内		区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
<b>目的</b>	低所得や失業等の理由によって国民年金保険料の納付が困難な時、申請により保険料納付を免除・猶予する制度があり、この制度によって保険料納付を免除・猶予された期間は、将来の年金受給に必要な受給資格期間に算入される。この保険料免除・猶予制度を被保険者に周知説明し、免除申請書等の受付および社会保険事務所への送付を行うことにより、未納を原因とする無年金者の発生を防止する。				
<b>対象者等</b>	区内在住の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など）				
<b>内容</b>	<p>1 保険料申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の受付等事務（20年度保険料額：14,410円/月）          全額免除 保険料全額を免除。免除期間は年金受給に必要な資格期間（25年）に算入。年金は全額納付の場合の1/3を受給。          半額免除 保険料の半額を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の2/3を受給。          若年者納付猶予 30歳未満対象。猶予期間が年金受給資格期間に算入されるだけで年金受給額には反映しない（前出の免除制度と異なり、所得審査対象は本人と配偶者のみ。世帯主の所得は審査されない）。          学生納付特例 学生対象。納付猶予期間は年金受給資格期間に算入されるが年金受給額には反映しない（所得審査は本人のみ）。          4分の1免除 保険料の1/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の5/6を受給。          4分の3免除 保険料の3/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の1/2を受給。          基準所得額          = (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円 = 各種控除（障害、寡婦、扶養、その他控除） + 118万円（+ 118万円は の場合。 は+158万円、 は+78万円） = 118万円          2 社会保険事務所への申請書送付。承認・却下の決定及び通知は社会保険事務所で行う。</p>				
<b>経過</b>	<p>昭和36年4月 保険料徴収事務開始          平成12年4月 学生納付特例制度創設（14年4月に通信・定時制の学生へ拡大） 区の事務が国の機関委任事務 法定受託事務に変更          平成14年4月 保険料収納事務が国の直接執行事務となる。 半額免除制度の創設。          平成15年度 収納臨時窓口を開設（社会保険事務所職員が対応） 12月：国保年金課、3月：日暮里区民事務所）。          平成16年度 収納臨時窓口を開設（同上） 9月：西部区民事務所ひろば館、12月：国保年金課、2月：日暮里区民事務所）          平成17年4月 若年者納付猶予制度創設          平成18年7月 4分の1免除制度及び4分の3免除制度創設。</p>				
<b>必要性</b>	生涯を通じて健全な国民生活を維持するために不可欠な国民年金制度は、世代間扶養の仕組みをとっており、制度維持のためにも、現に経済的事由により未納状態にある人を免除申請等へ結びつけていく必要があるため、保険料事務事業の必要性は非常に大きいといえる。（法定受託事務）				
<b>実施方法</b>	（1直営） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額（20年度以降は見込み）	7,260	4,290	1,059	947	998	531	479	
決算額	4,256	1,875	795	485	262	233	479	
人件費				18,769	19,120	14,274		
【事務分担当量（%）】				225%	440%	185%		
合計（+）	4,256	1,875	795	19,254	19,382	14,507	479	
国（特定財源）	4,256	1,875	795	485	262	233	479	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	18,769	19,120	14,274	0	
実績の推移	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	法定免除（件：以下同）	1,336	1,403	1,480	1,557	1,493	1,490	
	全額免除者数	2,194	2,352	2,431	3,376	3,012	2,891	
	四分の一納付者数（H18.7～）	0	0	0	0	376	346	
	半額納付者数	661	613	538	672	297	192	
	四分の三納付者数（H18.7～）	0	0	0	0	100	87	
	若年者納付猶予者数	0	0	0	778	704	666	
	学生納付特例承認者数	2,264	2,467	2,669	2,678	2,579	2,517	
計	6,457	6,835	7,118	9,061	8,561	8,189		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用費	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書等)	227	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書等)	219	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書等)	415
	役務費	郵送料 (免除関係連絡用)	35	郵送料 (免除関係連絡用)	14	郵送料 (免除関係連絡用)	64
	委託料	電算事務処理及び出力 帳票プリント委託	0	電算事務処理及び出力 帳票プリント委託	0		

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指 標	法定免除件数(件:以下同)	1,557	1,493	1,490	—	—	
	全額免除受付件数	3,376	3,012	2,891	—	—	
	四分の一納付件数	—	376	346	—	—	18年7月より実施
	半額納付件数	672	297	192	—	—	
	四分の三納付件数	—	100	87	—	—	18年7月より実施
	若年者納付猶予件数	778	704	666	—	—	17年4月より実施
	学生納付特例件数	2,678	2,579	2,517	—	—	
	計	9,061	8,561	8,189	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	<p>昨今の公的年金制度に対する不信感の増大により、若年層を中心に保険料の納付意識が低下しており、荒川区においても平成14年度から16年度にかけての国民年金保険料収納率は55%台で推移している。 このため、未納者対策が重要課題となっている。この問題の解決をはかることを主要な課題として実施された平成16年の年金制度改正により、平成17年度からは、若年層の保険料納付を支援するための若年者納付猶予制度が開始されており、さらに平成18年7月からは、被保険者個々の所得にあわせた多段階免除制度として、1/4免除及び3/4免除も導入され、現在に至る。</p>
他区の実施状況	( 実施 22 区                      未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>年々内容が拡充されてきたのと同時に複雑化もしてきた免除等制度について正確な周知をするため、区報等に掲載している周知用記事をより分かりやすいものに改める作業を、引き続き行っていく。</p>	<p>多様化してきた免除等制度について、より正確な周知が可能になる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務である。

議会質問状況 (要旨)	<p>・平成15年三定一般質問 「中学校教育における年金教育について」          ・平成16年三定一般質問 「国民年金への不信が増大しているため、分かりやすく理解される年金制度を目指して、社会保険事務所と連携の強化について」          ・平成19年二定一般質問 「区として、年金制度等の相談体制をとり社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料で便宜を図ること。」</p>
----------------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	広報事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	広報関係事務(23 - 77 - 50 - 01)				
事務事業の種類	新規事業	( 20年度	19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民年金法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民年金制度について、広く区内在住者に理解を求めため、「あらかわ区報」への記事掲載、荒川区ホームページへの掲載、「国民年金だより」特集号の発行、ポスター掲示等各種広報活動を行う。				
対象者等	区内在住者全般				
内容	1 「国民年金だより」特集号の発行および「声の年金だより」の配付 2 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての「あらかわ区報」への記事掲載 3 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての荒川区ホームページへの掲載 4 荒川区ホームページから社会保険庁・厚生労働省ホームページにリンク				
経過	平成11年度 平成10年度事務事業評価により、加入促進ポスターの購入枚数見直し等による経費の一部削減を行った。 平成12年度 平成11年度事務事業評価により、国民年金だよりの発行回数を年2回から同1回に縮小した。 平成13年度 国民年金加入促進ポスター等の共同印刷を廃止。 平成15年度 視覚障害者向けの「声の年金だより」作成および新聞未配達世帯向けの「国民年金だより」送付を開始。				
必要性	世代間扶養の仕組みを前提としている国民年金制度は、その内容等が広く、そして正しく周知されていないなければならない。広報関係事業のめざすところは、「国民年金制度を広く正しく周知すること」にあり、この事業の必要性は非常に大きい。				
実施方法	( 1直営 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		(単位:千円)						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算・決算額等の推移	予算額	909	1,036	918	882	872	872	872
	決算額(20年度は見込み)	769	837	832	834	810	814	872
	人件費				5,841	4,697	1,281	
	【事務分担当量(%)】				75%	55%	15%	
	合計(+)	769	837	832	6,675	5,507	2,095	872
	国(特定財源)	769	837	832	834	810	813	872
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
実績の推移	一般財源	0	0	0	5,841	4,697	1,282	0
	事項名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	国民年金だより(部)	73,000	75,500	73,000	73,000	73,000	73,000	
	声の年金だより(配付数)	0	40	41	45	40	41	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	国民年金だより	500	国民年金だより	500	国民年金だより	500
役員費	年金だよりの新聞未配達 世帯への配布	18	年金だよりの新聞未配達 世帯への配布	19	年金だよりの新聞未配達 世帯への配布	33	
委託料	・年金だより新聞折込 ・声の年金だより作成 ・年金だより封入	276 38 2	・年金だより新聞折込 ・声の年金だより作成 ・年金だより封入	276 16 2	・年金だより新聞折込 ・声の年金だより作成 ・年金だより封入	276 58 5	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	国民年金だより発行部数(部)	73,000	73,000	73,000	73,000	—	(うち新聞折込は70,000部)
	声の年金だより作成本数(本)	45	40	41	—	—	目の不自由な方に個別郵送配付

(問題点分析)	<p>適用事務(国民年金加入・離脱や各種変更に関する届出の受付等)                  給付事務(各種年金受給者からの諸届出の受付等)                  保険料事務(年金保険料に係る各種免除申請等の受付等)</p> <p>これらのうち と の年度サイクルが「4月から翌年3月まで」であるのに対し、 の年度サイクルは学生納付特例制度を除いては全て「7月から翌年6月まで」となっている。そして、社会保険庁より上記各事務に係る制度改正についての詳細が通達されるのは大抵改正施行が近くなってからである。これらの事情により毎年3月31日付で発行している現行の「国民年金だより」においては、上記の ~ 全てについて、最新の情報を載せることは不可能である。しかし、国民年金制度の正確な周知の為にはこの問題の解決が必要である。</p>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
従来年度未発行であった「国民年金だより」の発行時期を、年度途中であっても大きな法改正等に連動して発行できるようにする。	よりフレッシュかつ詳細な国民年金情報の提供が可能となる。

施策評価結果(優先度)		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度の普及啓発のため、さらなる手法改善を図っていくべきである。

(要旨)	
------	--